
平成25年 第1回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成25年3月6日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成25年3月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 報告第1号 平成24年度由布市土地開発公社補正予算(第1号)及び資金計画変更(第1回)の提出について
- 日程第2 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第3 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第7 議案第2号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 由布市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 由布市環境基本条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第7号 由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第8号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 由布市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 由布市情報公開条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第15号 由布市障害者自立支援条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 市道路線（上屋敷城線）の認定について
- 日程第27 議案第22号 市道路線（七里山線）の認定について
- 日程第28 議案第23号 市道路線（望み台1号線）の認定について
- 日程第29 議案第24号 市道路線（下島線）の認定について
- 日程第30 議案第25号 由布市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第31 議案第26号 平成24年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第32 議案第27号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第28号 平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第29号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第30号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第31号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第32号 平成25年度由布市一般会計予算
- 日程第38 議案第33号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第39 議案第34号 平成25年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第35号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第36号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第42 議案第37号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第43 議案第38号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第44 議案第39号 平成25年度由布市水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 平成24年度由布市土地開発公社補正予算（第1号）及び資金計画変更（第1回）の提出について
- 日程第2 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について

- 日程第3 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第7 議案第2号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 由布市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 由布市環境基本条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第7号 由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第8号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 由布市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 由布市情報公開条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 由布市障害者自立支援条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 市道路線（上屋敷城線）の認定について
- 日程第27 議案第22号 市道路線（七里山線）の認定について

- 日程第28 議案第23号 市道路線（望み台1号線）の認定について
日程第29 議案第24号 市道路線（下島線）の認定について
日程第30 議案第25号 由布市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議
について
日程第31 議案第26号 平成24年度由布市一般会計補正予算（第6号）
日程第32 議案第27号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第33 議案第28号 平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第34 議案第29号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第35 議案第30号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第36 議案第31号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第37 議案第32号 平成25年度由布市一般会計予算
日程第38 議案第33号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計予算
日程第39 議案第34号 平成25年度由布市介護保険特別会計予算
日程第40 議案第35号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
日程第41 議案第36号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計予算
日程第42 議案第37号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第43 議案第38号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
日程第44 議案第39号 平成25年度由布市水道事業会計予算

出席議員（18名）

2番 廣末 英徳君	3番 甲斐 裕一君
4番 長谷川建策君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 淵野けさ子君	14番 太田 正美君
15番 佐藤 正君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
20番 工藤 安雄君	21番 生野 征平君

欠席議員（2名）

1番 鷺野 弘一君	5番 二ノ宮健治君
-----------	-----------

欠 員（２名）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君 書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	清永 直孝君	総務部長	佐藤 式男君
総務課長	麻生 正義君	財政課長	梅尾 英俊君
総合政策課長	溝口 隆信君	契約管理課長	安部 悦三君
人権・同和对策課長	足利 良温君	監査・選管事務局長	衛藤 公治君
会計管理者	佐藤 忠由君	産業建設部長	工藤 敏文君
農政課長	平松 康典君	建設課長	麻生 宗俊君
水道課長	秋吉 一郎君	都市・景観推進課長	柚野 武裕君
健康福祉事務所長	衛藤 義夫君	福祉対策課長	衛藤 哲雄君
健康増進課長	河野 尚登君	保険課長	田中 稔哉君
環境商工観光部長	相馬 尊重君	環境課長	生野 重雄君
挾間振興局長	志柿 正蔵君	庄内振興局長	工藤 浩二君
湯布院振興局長	松本 文男君	教育次長	森山 泰邦君
教育総務課長	日野 正彦君	学校教育課長	江藤 実子君
社会教育課長	加藤 勝美君	消防長	大久保一彦君
消防本部総務課長	大久保 篤君	代表監査委員	土屋 誠司君

午前10時00分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。

議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は18人です。鷲野弘一議員、二ノ宮健治議員より体調不良のため欠席届が出ております。皆さんも十分健康に留意していただきたいと思います。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

す。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

日程第1. 報告第1号

○議長（生野 征平君） では、日程第1、報告第1号から日程第44、議案第39号までの報告3件、諮問2件、議案39件について質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い議案ごとに締め切り日までに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項をお守りの上、質疑、答弁とも簡潔にお願いをします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いをいたします。

まず、日程第1、報告第1号平成24年度由布市土地開発公社補正予算（第1号）及び資金計画変更（第1回）の提出についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） お尋ねいたします。

長期借入金1,800万円というふうになってます。説明では借りかえるその5年間というふうに言われたんですけども、長期借入金と従来の6,772万円の分、短期借入金、どのように違うのか。

そして、借入金の限度額の第3条で、こういう書き方をしているのかどうかというのが気になるんですね。一般会計の場合は一時借入金のところと長期借入金地方債のところは別になっているんですね。当然こういう特別会計であっても、年度内で処理する一時借入金と同一の類いの短期借入金と借入金の限度額や期間を定めなきゃならん長期借入金とは、借入金の性格が違うんで、別の条文で上げなきゃならんんじゃないかというふうに思うんですけども。短期借入金、長期借入金の記載、違いについて説明いただきたい。

さらに、一般会計の予算書の258ページに債務負担行為が出てます、来年度の当初予算の中にです。来年度の当初予算の258ページを見ると、1,800万円が25年度から事業費借入金償還期間満了の日というような書き方をしているんですね。期間の定めが別がないんですね。長期借入金という場合は期間を定めて借り入れするのが当然だということで、説明の中では5年間というふうに言っとったんですけども、どうしてこの書き方をするのか。

当然ここでは年度内に借りかえということで1,800万円払うというふうに言われてるんで、この前年度末までの支出見込み額ということで言えば、当然平成17年度から平成24年度まで

の間の支払額については1,800万円という記載がないといかんと思うんですけども。そういうふうなのがどうも不都合ちゅうか、ぴたっとこないんですけどね。そこ辺はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

まず、長期借入金については1年を超えて返済する借入金ということでございまして、逆に短期の借入金については1年以内に返済する借入金のことです。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） それはあなたが答える前に、私がここで言ったことですが。だから、それを区別しなくて、こういうふうに一遍に記載してできるのはどういう理由からそういう記載ができるのか。

また、一般会計の債務負担行為では、こういう表現になるのはどうしてかということ聞きよるわけですから、やっぱり聞いたことにきちっと答えてくださいよ。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） まず、長期の借入金につきましては、企業会計上バランスシート、貸借対照表で使用される勘定項目の固定負債の分に仕分ける一つでございまして、短期については会計上ではバランスシートの使用される勘定科目の流動負債の部の仕分けの一つでございます。

それと、借入金の限度額が短期長期合わせて一緒にされているということでございますけれども、これについてはここで上げていいというふうな私理解でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） このやりとりしただけで3回になるんやけど、一般会計の債務負担行為で金額との関係はどうなるんですか。

○議長（生野 征平君） 財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長です。お答えいたします。

一般会計の258ページの債務負担行為につきましては、事項のところには債務保証及び前記の委託事業に要する費用ということで、公社と市のほうで委託契約を結んでおりますので、この土地が活用になった時点で事業が終了するというふうに捉えておりますので、その事業年度を何年までということ定めておらない状況です。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第2. 報告第2号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、報告第2号例月出納検査の結果に関する報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 報告2の4ページの4番の現金実査の（4）、先般渕野議員が小松寮の民営化について質疑のときにも一部出たんですが、梨の件とそれから出納事務について一部不適切な書類が見受けられたと。この辺について質疑をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員の土屋でございます。報告第2号につきましての御質問にお答えいたします。

まず、1点目についてでございますが、小松寮では入所者の高齢化等により栽培面積は以前に比べて減少しておりますが、現在も梨の栽培を行っておりまして、収穫した梨につきましては個人等へ現金を受け取り販売しております。

1月15日の監査実査において梨の売上量について確認した結果、まず販売に伴う一部領収書の控えが保管されていなかった事実があります。それから2つ目が、収穫量や出荷量が記載された書類がないということで、このようなことが見受けられましたので、収穫や出荷などの作業情報を記録し、適切に保管管理することも含めて経営状況の把握・改善に役立てることができると考えますので、本報告書で出納事務のさらなる厳格化に努める旨を記載いたしましたわけでございます。

続きまして、2点目の利用料の出納事務についてでございますが、由布市の財務規則第35条第1項には、収入命令者は調定をしたときは納入通知書の通知を必要としないものを除き、後に納入義務者に対して納入通知書様式第29号を送付しなければならないということに規定されております。

ところが入所者から徴収する利用料、いわゆる個人の負担金でございますが、小松寮の職員が利用者預り金管理規定に沿って入所者個人ごとの預金通帳から小松寮の通帳に振りかえまして、その後会計課へ一括納付しています。その際、利用者へ領収書が交付されてないことが確認されましたので、財務規則に沿った事務処理を行うよう改善を求めたものでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） まず梨についてですけど、その後はそれ処理もうできているんですか、現在は。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 現在までのところ、どういう処理をするかということの詳しい報告は受け取っておりません。

2項につきましても、どういう会計処理をするかということにつきましては、まだ我々事務局には報告をいただいております。

以上です。（「この後、委員長に聞きゃいい」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 利光君いいですか。利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 個人的に土屋監査委員にまた連絡しますんで、いつごろどうなるんかまた教えてください。また担当課の皆さんにも、所長にも聞きたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第3. 報告第3号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第3、報告第3号定期監査の結果に関する報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 先般の一般質問の中でも、この件が出ましたけども、2ページの5の各種の聴取における留意事項の中の（6）番、学校教育課の中で不登校の実態がここ出てますけど、この辺ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員の土屋でございます。報告第3号についての質問にお答えいたします。

1点目の不登校の児童生徒についてですが、市内小学校、中学校の不登校児童生徒数は11月の定期監査実施時点においては49人でありました。その内訳は中学校40人、小学校9人で、不登校の多く発生している学校は、挾間中学校25人、湯布院中学校11人という状況を学校教育課から聞き取りました。学校及び教育委員会の対応といたしましては早期対応に努めるとともに、適応指導教室「コスモス」の開設による不登校児童生徒の自立支援など丁寧な取り組みがなされておりますが、さらにきめ細かい対応を要望したところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） これも後の委員長報告の後に聞きたいと思います。

もう一つ5ページの先ほどちょっと土屋委員言った各種の利用料の件を簡単に。使用料の件をお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員の土屋でございます。ただいまの報告第3号についての2点目の各種使用料の滞納についてでございますが、ここでいう各種使用料とは挾間地区の定期監査の結果でございます、住宅使用料と水道使用料のことでございます。御質問ではこれを表にして提出してほしいとのことですが、水道課、建設課には、分析に必要な業務や内容の実態などについて、具体的に明示して現在提示を求めておりません。監査事務局内で24年度決算審査に求める内容について、モデルをつくり検討しているところでございます。

例えば水道料につきましては、滞納額と件数については表示されておりますが、同一人にまとめると何人になるのか。また、その中で金額的にワースト10人では幾らになるのか。ワースト11人から20人では幾らになるのかといったようなことも含めて、その金額と件数。

さらにはその実態調査といたしまして、生活保護受給者の有無、国民年金のみの生活者などの実態調査やさらには営業に使っている人数と金額など分析することで給水停止措置などの強硬手段も執行できるなどの対応の仕方も見えてくると考えておりまして、現時点では議員の求める内容をお知らせいただき、担当課と協議して後日提示したいと考えております。

なお、市長には、収納強化に係る対策を早急に講じるよう意見しておりますが、現時点ではまだ回答いただいておりますので、当方から申し上げることはできません。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 今回の32号見てみますと、使用料いっぱい出ているんですけども、特に今監査が言われた住宅と水道については私の所属委員会でございますので、委員会でまた聞きたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（生野 征平君） 次に、11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 監査委員にお聞きいたします。

6ページの7、平成24年度定期監査における総括ということでございますので、まず1点、この監査自体12月20日から2月6日まで、24年の12月20日から25年の2月20日まで監査を行って、るる指摘されている5のあたりでは、挾間地域振興課ということで御指摘がございます。

そして7のほうで総括というふうになりますと、本年度の定期監査は全てにわたって総括をな

さっているというふうを受け取っておるのですけれども、それでよろしいのかということと、全体の総括の中での地域振興課が住民サービスの直接的な窓口で案内板の設置とか利便性向上を含めてよりよいサービスの提供に向けた組織構築に努められたいということで総括なさっておられるんですけど、その組織構築に対する執行部がどのようなリアクションを示したのかを伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 溝口議員の質問に対してお答えいたします。

報告第3号についての質問ですが、具体的な内容についてはその場では職員の皆さんには意見はしておりません。ただ市長には、監査半年で伝えたいこととして先日報告したことがございます。

その中から要約して申し上げますと、まず職員につきましてでございますが、まず1つに建設にかかわる技術職員につきまして、一部事務職員に配置がえされているとか、また日田地区に災害派遣したことで技術職員が不足の事態になっている部署ができたといったようなこともお聞きしております。

それと、きょうの読売新聞には行政で土木系職員が足りないといったようなことが一面にも出ておりましたが、そのように公共工事の減少によりまして、そういった事態が見受けられているようでございます。さらにはまた、市民のためにした工事が配慮不足から批判を受けるなどの事例も聞き及んでおります。

そういったことから「災害に強いまちづくり」ということが由布市でも掲げておりますが、そのためにも技術職員の確保と資格取得も含めた職員の資質のレベルアップが必要ですということも申し上げております。

2点目が収納業務につきましては、滞納者の面接や給水停止、市営住宅の立ち退き、差し押さえ等の行政処分の執行など、豊富な知識と経験、高い専門性が要求されることから、一般公募や庁舎内公募などを含めた人材の発掘と確保並びに適材の配置が必要ですよといったことも申し上げております。

3つ目が、福祉の分野においても健康立市の取り組み、総合相談窓口の設置と聞いておりますが、さらには今後市内の社会福祉法人の監査も市町村に権限移譲が検討されているようでございまして、そのためにも職員の専門性が必要不可欠でございます。そういったことから職員の配置につきましてはそういった専門性、地域性といったことを勘案して配置が必要ですよといったことを総括しております。

次に、合併により旧町出身の職員の中で一部異動させた町におきまして、大字から字の把握が十分できていない職員が対応したことによりまして、緊急時にもかかわらず連絡に時間がかかっ

た事例や場所の特定ができないなどの事例がございました。

実は私が実体験したことでございますが、早朝に私は歩いておりますが、その際湯布院地区でございまして。宮園の踏み切りから見まして若宮八幡から仏光寺の間のところでかなりの量の煙と炎が上がっておりましたので119番いたしました。ところが私は、挟間の消防署が本部が出ているとは知らずに、そういう事態を申しあげましたところ、その電話に出た署員も湯布院ということが把握できずに、そのやりとりで随分時間がかかりまして、最終的に湯布院ということがわかって湯布院のほうに電話をかえました。

ところが湯布院に出ました職員も、「字」という方向が把握できてなくて、しばらく時間がかかりまして、やっと由布院小学校から見て西、北西のほうですといったことが理解できたようでございまして、約5分ぐらい時間がかかりましたという実体験をいたしました。

さらに私も慌てまして電話のボタンを押したために、119番の前に110番を押してしまいで、すぐ消したんですけど、後から消防とのやりとりが終わった後に警察から私の携帯に電話がありまして、「あなたは今湯布院の宮園から踏み切りのところから警察に電話したでしょ」ということで、消防とのやりとりをる説明をいたしました。警察もすぐに職員をそちらのほうに派遣するといったことで派遣したようございまして。そののち30分ぐらいいたしまして、また私の携帯に今度は警察のほうからありがとうございますと、現場に行って厳しく注意をしておきましたと、今後もそういったことは遠慮なく110番して結構ですよといった電話をいただきましたので、それも申し添えておきます。残念ながら119番からはございせんでした。

それから、今一つ湯布院地区での建物火災が2月に続いて4件ほどございました。そのときにこれも湯布院地区の職員ではなかったんだらうと思いますが、川上地区とか川上地区だけで放送されまして、場所の特定が非常にできてなかったという事例がございまして。そこで私は2回目の朝4時のときの消防の火災現場にたまたま散歩中で行きましたところ、確認をして帰っておりましたら、3軒か4軒隣の家の方が御夫婦で寝間着姿で出ておまして、「火事はどこですか」と聞かれましたので、「実はおたくの4軒隣ですよ」と説明したらびっくりしておまして、そういった事例もあります。ですから、やはり字の特定ちゅうのは必要ではなからうかというふうなことも実感いたしました。

このようなことを踏まえまして、全庁的に専門性と地域性勘案した人員配置を求めると同時に、住みよさ日本一のまちづくりのためには気配りの行政、住民の顔が見える行政が求められるわけですので、職員に対する地理や施設の研修とあわせまして、職員自身も自己研修が求められるところであるということも申し添えました。

次に、地域振興課につきましては、3地区の振興局をそれぞれ11月から回って定期監査いた

しましたが、市民サービスの直接的な窓口でありまして、全ての来庁者にとって利用しやすい庁舎とするためにも、全職員が案内役という意識を持って、市長の施政方針にも強く表現されている挨拶ということが表現されておりますが、まず職員から積極的な声かけに心がけていただくとともに、各庁舎には職員の目線ではなく、職員の目線でありますと当然わかっとして案内をするわけですけど、市民の目線に立った案内板を設置すべきではないですかということを、これは伝えております。そして、迅速丁寧なサービスの提供ができる職員の意識改革と組織の構築を要望するところでございます。

現在まで、これは私どもが事務局として、監査として要望したことございまして、これに対するリアクション等につきましては、まだいただいておりません。

なお、先ほど冒頭に申し上げましたように、このような問題を含めまして市長には監査案として伝えたいこととして約8項目について三十数例の事例を挙げて報告させていただきましたということも報告しておきます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 本当に懇切丁寧なる御答弁いただきまして、ありがとうございます。まさに我々も一般質問を通じて、今回のこの議会におきましても地域振興局につきましてはたくさんの視点から、たくさんの議員が質問をしております。まさに監査申されましたように、本当に専門性を確立させて、きちっとした事務執行ができてくるかどうかというところを我々も、これからきちっと見ていかなきゃいけないというふうに思いますし、執行部に対してそういう目で眺めていく必要性を今監査のお言葉の中から感じ入ったところでございます。

執行部におきましても、この監査の中身を本当に真摯に受けとめて、市民サービスとは一体何なのかをこれから追求していく姿勢を前面に押し出していきたいと思っております。本当に監査におかれましては、ありがとうございます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第4. 諮問第1号

日程第5. 諮問第2号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第4、諮問第1号及び日程第5、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第6. 議案第1号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第6、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題として、質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第7. 議案第2号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第7、議案第2号由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、13番、瀏野けさ子さん。

○議員（13番 瀏野けさ子君） 13番、瀏野でございます。まさに今、監査委員さんの報告の中とかぶることだと思います。私は議案第2号、3号、それから6号、7号と、これ共通した内容ですので答えていただければと思います。

それは今回地域の自主性及び自立性を高めるために関係法律の整備とありますけども、第1次一括法の中で条例が委任されました。介護保険法それから公営住宅法、道路法、河川法と、それから間もなく第2次一括法では条例委任や権限移譲も順次なされることと思いますが、そのための職員の専門性を高めるためのスキルアップや人材確保など大丈夫なのかどうかということ、私は以前市民相談をお受けして、利用者から施設のことで利用のことで監査までできないかということをお願いしたときに、やはりそれは県の段階で市町村はできないというふうに言われたので、今回はこういう形になったので市が社会福祉法人も監査ができるというふうになったとお聞きして、それはそれでいいんですが。

合併当時から比べましたら、行財政改革とあって、人材がやはり当時から見れば50人ぐらいは減っているんじゃないかなと私思います。合併のメリット、デメリットがある中のメリットとして、多様な職員の人材確保ができるマンパワーが確保できて、専門性ができるので、それが住民サービスにつながるというふうに期待していたんですが、なかなか現実としては今監査委員さんが申されたような、危惧されることが私も危惧しております。

そういう面で、一度にたくさんこういうものを条例など担って、市町村がしなければいけない、職員が担当しなければいけない仕事がふえました。県からのきめ細かな指導とか、ただ県から一度に投げられるのではなくて、しっかり県とのきめ細かな教育とか人材育成のための研修とかスキルアップのための勉強、指導などがあるのかどうか。今後そういうことができるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○議員（13番 瀧野けさ子君） 先にじゃあ、総務課長。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長でございます。それではお答えをいたします。

県の対応でございますが、平成18年に地方分権を推進する権限移譲を目指す県と市町村でつくるワーキンググループを設置しております。その時期から市町村との協議を開始しております。県の役割といたしましては、支援事業といたしまして、まず一つは財政的支援ということで、権限移譲事務の市町村への交付金、それから人的支援といたしまして市町村職員の研修の受け入れ、それから説明等しております。

そのほかに技術的な支援ということで事務マニュアル、それから研修会等を開催をしていただいております。ワーキンググループの中では、権限移譲のスケジュール等についても説明があります。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 瀧野けさ子さん。

○議員（13番 瀧野けさ子君） マニュアル等もあるということなんですが、本当にマニュアルも大事なんですけども、やはり現場の実施が難しいかと思えます。今後例えば専門性を問う場合、例えば建設部門とかは資格を持った職員のOBの方とか、今後ですけども、そういうことをお願いするとか、そういうことも考えていかんといけないんじゃないのかなというふうに私は個人的に思うんですけども。

そのことはいいんですが、健康増進課長にお伺いします。現場としての対応は大丈夫でしょうかということで、お聞きしたいんですが。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えをいたします。

現在県が実施いたします由布市内の介護サービス事業所の実地指導等に担当職員が同行いたしております。その中で県職員とともに事業所の指導に当たっておりますし、その手法等を学びスキルアップを図っているところでございます。また、県が指定します事業所の実地指導にも同行いたしますとともに、県が行います事業種別の集団指導も受けております。

しかし、御存じのように由布市は、県が指定する介護サービス事業所、市が指定する地域密着型サービス事業所等が被保険者1人当たりにも占める事業者数が非常に県下でも1、2位と多いことから、さらなる職員のスキルアップを図っていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 瀧野けさ子さん。

○議員（13番 瀧野けさ子君） 健康増進課の人員で足りるかどうかなということも聞きたいんで

すけども、現状維持の人数で足りるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） お答えをいたします。

現状はまだ新しく事務がおりてきていませんので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、適正な配置をとということで人事担当部局のほうにお願いをいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 私は単純に、法律に定めたものを条例にしたものというふうに解釈しとったんです。提案理由でそういうふうに述べてたから。今13番議員が指摘してたような条文ちゅうのはどこに該当するんですか。結局条文の中で市町村の責務としてそこ辺が明記されているというふうに思うんですけども。

議案第2号で言うと、こっちはそういう意味では地域改革推進関連一括法、そういうふうには言っていないみたいですけども、ねらいそのものがどこ辺にあるかというのを含めて通告をしたんですよね、その特徴を説明してほしいということで。まさにその特徴が今13番議員が言ったような指摘であるならば、それを示す条文はどこを指しているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 答弁者。通告はどうなっているのか。答弁者、誰に決めてますか。（発言する者あり）健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えをいたします。

少し調査研究をさせていただきまして、後刻お知らせをさせていただくということで、御容赦をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） じゃ、ちょっと通告してるんで、その答弁書も用意してると思うんですが。通告分に対しては、その特徴についてはどういうふうに答弁するように準備しているんですか。それだけでも読み上げてください。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 一括法の特徴についてということで、議案第2号、3号の部分から御説明をさせていただこうというふうに思っております。

地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所につきましては、平成18年度のサービス創設時から保険者である由布市が、事業所の新規及び更新の指定や指導監査を行っております。

しかしながら、その指定や指導に関する基準等はこれまで国の省令や県条例で定められており

ましたことから、このたびの一括法により指定権者である市町村の条例で基準を定めるものでございますという回答を用意しておりました。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） にもかかわらず、その法令の内容は自治体の権限が法令とは異なるものが移譲されているやに聞こえたんですね、さっきの13番議員の議論を聞いていると。そうなると、提案理由とこのままでいいのかわちゅうのは非常に気になるんですけどね。提出は単純に総務が提出したということなんで、総務委員会の中できちっとそこ辺は議論させていただきたいと思います。（発言する者あり）教育民生、やっぱりおかしいな。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第8. 議案第3号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第8、議案第3号由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、13番、湊野けさ子さん。

○議員（13番 湊野けさ子君） 先ほど議案第2号でお答えいただきましたので、3号と6号と7号は、もう質疑はいたしません。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 1条の趣旨を見てみるとわかるように、介護保険法にのっとって、これを定めるもので、両方とも介護保険にかかわることなんで。何で、予防とに別れますけれども1つにセットできなかったのか。何でわざわざ条例を分けなきゃならんのかという理由についてお尋ねいたします。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えをいたします。

議案第2号の地域密着型サービス事業所と議案第3号の地域密着型介護予防サービス事業所とは、全く別の事業となっております。

その指定も別々に行うことになっておりますし、地域密着型サービス事業所は事業目的が要介護状態を悪化させないこと、地域密着型介護予防サービス事業所は事業目的が要介護状態を防ぎ自立支援に資するとされていますことから、それに伴う運営や人員、設備等の基準が異なります

ので、別々に条例制定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） そのことを定めているのが介護保険法なんです。もともと一緒なのに条例を分けなきゃならんというのが、法律は1つやけども条例はそれぞれ別々につくってくださいちゅうのは、どういう意味からきてるのか。そこ辺が私には理解できんのですよ。別々の法律に基づいてやるちゅうなら、今言ったような説明で十分納得できるんです。今言ったことは介護保険法の中に、きちっと書かれていることなんですね。にも関わらず条例は別々にしなきゃならんというのは説得力を欠いてるんですけど、もう1回お願いします。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） お答えをいたします。

これは国の指導もございまして、個々に分けないと非常に事業者もわかりづらいという面もございまして、別に制定しているというふうに認識させていただいています。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第9. 議案第4号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第9、議案第4号由布市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 私は単純に第何条ですかね、4条ですね。本部長が必要と認めるときは対策本部に部を置くことができる。何々課の中に課を置くことができる。何々室の中に室を置くことができる。何々係の中に係を設けることができる。そんなことはあり得んのですが。「本部に部を置くことができる」なんちゅう表現があるちゅうのは不思議なんで、これ通告書出したら、災害対策本部ちゅうのがあってそこもそうなっていますよと言うんです。そこが間違っちゃんのか。何で本部の中に部を設けることができるんですか。

本部と別の何々部という言い方をするんなら設けることはできるよ。例えば専門部とか、いろいろな言い方するのができるけど。本部の中に部を設けることができるなんて言い方をできるなんちゅう、こういう法令はありようがないんで、何でこういうことになったのか教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えをいたします。

今回新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されるのを受けまして、内閣官房新型インフルエンザ等対策室の会議資料や県、大分市などの各自治体の条例にも今回部という形で制定をさせていただくようになっておりますし、新たな部といたしましては行動予防部とか、現地対策部、施設部などという部を設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） じゃけん何回も言うけんど、きょうの定例会の通知文、こんな通知文はないちゅうけど、これは中央から来てるけんいいんじゃというのと一緒なんですわ。もとが悪い、もと、国が。それが「へえ、そうですか」とそのまますること自体がちょっと異常なんですわ。おかしいと思ったら、やっぱりきちっと直すということやってくださいよ。これもどうも総務のごとあるけん、総務委員会でやります。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第10. 議案第5号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第10、議案第5号由布市環境基本条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 議案第5号由布市環境基本条例の制定について、きのう一般質問で質問しようと思って通告をしまして、1回目の御答弁をいただきました。再質問などができませんでしたので、ここの質疑でやりますということで、同趣旨の質問を一部出しております。それにつきましては、きのう1回目の答弁の中でいただいていたので、そこを含めてお伺いします。3点お伺いします。

18条で規制の措置等ということで、「市は、公害及び環境保全の支障を防止するため、その原因となる行為等に関し、法令等に基づき、必要と認められる規制等の措置を講ずるものとする」と書かれています。この「必要と認められる規制等の措置」というのはどういうものを講ずる予定なのかということ、きのうの一般質問で通告しました。それによりますと、今後つくろうとしている環境基本計画の中で審議会を設置した中で、水源地保護条例だとか希少生物の保護に関する規制みたいなのをつくっていきいたいというふうな御説明がありました。

それについて、きのうちちょっと市長も答弁されましたけど、この環境基本条例の制定経緯は皆さんも御存じだと思いますが、そもそも挾間に産廃処分場の建設問題が持ち上がったことをきっかけにされていたと思います。

産廃対策課というのがあったところに、それこそ前の選挙の直前にこの問題が持ち上がって、この由布市議会も2期目に入ったときに特別委員会を設置して、いろいろ対策を練っていく中で、とにかくとめるために緊急的に条例をつくんなきゃいけないということで、最初この今で言う18条でやろうとしている希少生物の保護条例だとか、水源地保護条例だとか、土留・土取りを規制する条例だとか、そういう実行性のある条例を何本かつくろうとしてたと思うんですね。

だけど、幸いなことに産廃進出の動きが取り下げられてとまったので、であれば緊急的にそういう個別条例をつくるよりもきちんとまず基本理念を掲げる基本条例からつくったほうがいいというふうにして、大幅に進め方を変えたということだったと思います。その報告もいただいております。

ようやく基本理念の条例が今できそうになっているんだけど、でもやっぱり目的は産廃の問題が出てきたら、いつまた今の状況では認可せざるを得ないという状況にあるので、基本理念をつくった後すぐに早く禁止ができる措置条例をつくんなきゃいけないと思うんですね。そういう意味では、この具体的に何かこの後基本計画をつくってから、その後審議会を経てからというような状況ですけども。

以前は希少生物の保護条例と水源地保護条例の条例案まで一度議会に出されたと思うんですね。文面まで出されて、けどちょっといろいろ調整する前に基本条例からしようと言って1回、条例案を取り下げたと思うので、担当課には前出してた条例案もあると思うので、こういうのも一緒にぜひつくらなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、そういう個別条例をすぐに出せる状況にあるかどうかということが1点目です。

それと2点目は、31条に規定をされています由布市環境審議会というのを設置するというふうに書いてあります。新たにこの環境基本条例に基づく審議会を設置するということだと思うんですが、例えばこれ既存の挾間の環境保全審議会だとか、湯布院のまちづくり審議会だとか、別条例によって設置されている審議会等の整合性ですね。例えば同じような案件がこっちにもひっかかるし、あっちにもひっかかるみたいな状況になりかねないんじゃないかと思うんですけど、そういうときにそういう、それぞれの審議会の審議の整合性はというふうにとるのかということと。

それから、この環境審議会というのは常設の審議会で、その環境保全審議会みたいに何か案件が上がるたびにそこに諮問をするということであれば、どういう案件を諮問するかという対象となる条項が必要なんじゃないかなと思うんですが、そういう対象となる案件を規定する部分を用意しているのかどうか。

最後に、とは言いながら産廃だけではなく、いろいろ環境に悪影響を及ぼすような案件が持ち上がったときに、非常に市として防止するのは難しいんですが、環境アセスメントを県のほうで

やっているものを盛り込んでいるようですけども、例えば市独自で環境アセスメントを実施するみたいなことは想定されているのかどうか。その3点をお伺いします。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） まず、個別の条例をすぐ出せるかということですが、ちょっと前の条例を一遍議会に出して取り下げたという経過は、私ちょっとよくは知らないんですけど。基本的には今度の環境基本計画をつくる中で、例えば希少野生動植物ですね、前は谷のほうで現地調査を行って、谷地区にはこういうのがおるとというのが把握しております。

しかし、この環境基本条例は由布市全域のものなので、環境基本計画の中で例えば由布市のどこにどういうのがおるとか、そういうのを調べてある程度そういうを出した中でないと、どこ地区の何を、例えばですよ、保護しなくていいとか、これは重要だから保護しなくて悪いとか、その辺が環境審議会の中で見極められると思うんで、そういう方向でいきたいと思っております。

次に、2番目は環境審議会の他の審議会との整合性ですね。現在のところは条例の目的も条例自体も違いますし、現時点では別物と考えておりますが。確かに町づくり条例、挟間の環境保全条例、どちらかと言うと私の認識ではそちらの開発関係の条例かなと思っておりますが、開発が環境に及ぼす影響が確かにあろうかと思しますので、必要によってはその辺の整合性、または横の連絡等も必要かなと思っております。

次が、環境審議会の所掌事務の規定ですね。現在のところは条例では環境の保全及び創造に関する事項について諮問いただくということで、現状では条例に規定している分だけでございます。

最後に、環境影響評価の規定について、確か第19条の2項で規定しております。その中では国及び県の環境影響評価に基づいて市が云々と書いております。市自体の環境アセスメントのことは記述がございませんが、国は日本全国、県は大分県全体、条例の中で風土という言葉もありますし、由布市自体のそういう環境アセスが必要とかなればそれも検討していきたいと思っておりますが、ただし国、県の基準を超えた規制は多分できないと思うんですけど、その辺の研究も必要かなと思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ちょっと重ねてお伺いしますが、基本的に課長が前の経緯を御存じないというのがちょっとびっくりしたので、それはぜひ引き継ぎをしてください。産廃対策課と前の副市長のときには相当これ取り組みをして、いろんなこと報告あったんです。

それで例えば、個別条例の制定の前に市内でどういう希少動物がいるとか、いろんなこと調べなきゃいけないとおっしゃったんですけど、それも平成23年の2月25日時点の報告では、環境マップ作成してますという報告があったんですよ。環境マップも作成してて、例えば希少

野生生物については、このときはとにかく産廃に対応しようということだったので、そういう危険性がある地域を先に重点的に調査をして、そこのマップを今つくっているんだと。

そのマップができ上がったら、このときはですよ、個別条例を先につくると言っていて、その個別条例も4条例つくると。4条例のうち既存条例の見直しによるものは既存条例見直せばいいんで、それは別として、とにかく抑止効果として発揮できる条例ということで、水源保護条例と希少生物の保護条例をつくるんだと言っていて、本当に条文まで全員協議会とか特別委員会に出されたんですよ。（「環境課も一緒にきちやる」と呼ぶ者あり）あ、環境課も来てたんですね。本当にその条文の文言まで特別委員会だとか、全員協議会で審議までしたんですよ。そういう経緯が、だから環境課にももちろん資料あると思いますんで、二、三年前の。

そこら辺を課長異動されて知らなかったとは言いながら、そういう動きが、人がかわると全部流れが変わってしまうのも問題だと思うんで、それをちょっと持ち帰って、ぜひ今までの流れを再度確認して、この間までつくりかけていた条例をもう一遍今、私やっぱりスピード感必要だと思いますので、これから基本計画をもう一遍つくって、それから話し合ってからそれからというのではなく、この間まで、2年前までやってたものをすぐに生かしてやっていただきたいというふうにこれ、思います。そこら辺御確認いただきたいということと。

それから後、審議会がダブるという件です。これそうだと思うんですが。横の連絡と言いますが、同じようなことが景観条例による景観審議会が設置されます。そのことも同じような問題があって、特に景観審議会にかけようとする案件については、潤いのある町づくり条例には審議会とか環境保全条例と非常に似通った審議案件があるので、そこ横の連絡どうするんだというふうにしたら、まだわからないけど設置されたときには例えば、同じ人たちを町づくり審議会であり、景観審議会でありというふうにして、一体的に審議をさせるというやり方と、もう一つは別々に審議会を委任して、別々の委員会開くけども、同じ案件があるときには一緒に会議開いて、一緒にこっちは環境基本条例からの視点で審議をするし、こっちは景観条例からの審議をするしというようなやり方でできないかというようなことを担当課が検討してるというふうに聞きました。

そういうこともあるので、ぜひ環境審議会もそういうところと足並みそろえて、どう審議会を開いて、誰にどうやって、どんな案件の時にやってもらうのかということを調整していただきたいと思います。

そのときに、環境審議会にはどういう案件をかけるのかというのが、環境に悪影響を及ぼすというこの曖昧な文章だけだと非常にやりにくいと思います。きのう同僚議員が、環境保全審議会に今までかけた案件やかけなかった案件があって大問題だというようなことを指摘されてました。環境保全条例だとか潤いのある町づくり条例みたいに、ああやって細かく文言で規定されているにもかかわらず、それに係る案件かどうかをその時々の方の担当者の解釈次第で変わってきちゃって

て問題だと指摘されているんでね。環境に悪影響を及ぼすような案件みたいな漠然とした言い方だけだと、それこそこれかけていいのか、かけて悪いのか、その時々によってかけたり、かけなかったりするようになりかねないので、ここはぜひ私明確な基準をつくるべきだと思います。

しかも、それもきのうの指摘を受けますと要綱とかでつくるんじゃなくて、できれば条例文にしてそういうことが必要だと思うんですけど、そういうことを規定していこうというお考えがあるかどうかということです。

それから、環境アセスメントは、市独自でやっても県が超えられないからやれないというんだったら私意味なくて、県や国の基準だけだと守れない由布市独自の守らなければいけない環境保全というのがあるから、こうやって独自に由布市が環境条例をつくるわけですし、そのためにも由布市独自のアセスメント、評価法ですから、これ。評価軸を基準として定めるわけですからね。それを私はぜひ由布市独自の環境を守るという視点で、市独自の環境アセスメントの実施を前向きに検討してもらいたいなというふうに思います。再度答弁をお願いします。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） まず、先ほどの認識がないといったの、それはちょっと言葉足らずで、議会に提出したことが認識がないということで、廃棄物特別調査委員会等の経過も独自でまづつくったそういう条例の案ですね、それも見たこともあります。また、環境マップも環境課に張りつけてまして、どういうのがあるちゅうのも知っております。ただ議会に出したと、その辺だけちょっと知らなかったということで、そういう経過は知っております。

次が、環境審議会の諮問基準ですね。こういう大ざっぱのじゃなくて、もっと明確に明文化したらどうかということで、それも環境基本計画の中で必要ならば検討していきたいと思います。

次に、アセスですね。これも国、県と言いましたけど、国、県の確かに大ざっぱなのでカバーできない、項目ですね。県で規定してる項目は超えられないけど、国、県がしてない項目が多分あろうかと思います。そこまで国、県にとっては重要じゃないけど、市にとっては重要だなと、そういうのがまたあれば、市独自のアセスも必要かなとは思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 環境基本条例の前文には非常にいいこと書いてあるんですね。

先人のたゆまぬ努力によって守られ、長い時間をかけて築き上げられてきた風土の恵沢によって支えられており、私たちもまたそれらを守り、さらに発展させてゆかなければならないということを忘れてはならない。

その忘れてるのが、都市景観の開発申請なんです。

要綱で、土地の形質あるいは電波塔のことを規制してましたけども、両方とも条文にはなかったんですけども、土地の形質については今度出てますよね、19条に。市は土地の形状の変更云々かんぬんちゅうのがありますね。だから、これで従来挟間で規制してた1反以上のそういう土地の形質の変更について届け出されたことが具体化できると思います。こういう条文にしくなくても、それは要綱でできるんだと言い張りよったのに、いつのまにか要綱そのものも形骸化してしまったちゅう経過もあります。

それで、後残りの電波塔については、どの条文が該当するのか私には理解できんですけども、どういふふうに解釈したらいいんですか。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 電波塔というか電磁波ですね。これは第8条をごらんいただきたいと思いますが。よろしいですか。「人の健康が保護され」云々等々で、「大気、水、土壌その他の環境構成要素」云々とありますが、電磁波はこの「その他の環境の構成要素」、これになってこようかと思っております。

以上です。（「すごい解釈やな」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） いいですか。——はい。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分とします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

日程第11、議案第6号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第11、議案第6号由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 区分を見ると、4種まであって級も1級から5級ぐらいまであるんですね。それがそれぞれ種も級も区分の仕方がそれぞれの項目によって皆異なるんですけどね。1種とか級とかいうのはどういう区別をしてるのかわかるように教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えいたします。

道路の区分につきましては、道路構造令で定められております。1種、2種、3種、4種とございます。1種と3種につきましては地方部の道路でございます。2種と4種につきましては、都市部の市街地の道路をあらわしております。その中の1級から3種だけは5級までございます。1級、2級、級が1級につきましては3種の1級、1種の1級は高速道路、道路の設計速度が高いのが1級というようなことで、下がるほど設計速度がおそいということでございます。一番下は20とか30とかいうような設計速度になります。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 済みません、設計速度ちゅうのが何のことを指しているんですか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 車が道路を走る速度、時速何キロとかいうことで設計をいたします。以上です。

○議員（12番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第12. 議案第7号

日程第13. 議案第8号

日程第14. 議案第9号

日程第15. 議案第10号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第12、議案第7号由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてから日程第15、議案第10号由布市情報公開条例の一部改正についてまで質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第16. 議案第11号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第16、議案第11号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） ここに入れられた社会福祉法人関係事務証明というのはどういふのを指しているのか、ちょっとわかりやすいように教えてほしいんですけど。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

租税特別措置法の改正に伴い、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人、租税控除対象法人と言いますが——に寄附した場合、当該寄附金について税額控除制度の適用を受けることができようになり、その場合寄附した社会福祉法人の税額控除対象法人としての証明が必要になります。

その場合、税額控除対象法人の証明事務については税額控除対象法人としての証明を受けようとする社会福祉法人からの申請に基づき当該法人の所轄庁、権限移譲により市になりますが——において行うものということでございます。

以上です。

○議員（12番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） いいですか。

これで質疑を終わります。

日程第17. 議案第12号

日程第18. 議案第13号

日程第19. 議案第14号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第17、議案第12号由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてから日程第19、議案第14号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてまで、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第20. 議案第15号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第20、議案第15号由布市障害者自立支援条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） ここ最近提案理由の中で、年度と法律の番号だけ書いてるのがずっと続いているんです。法律名そのものは書かなくて、こういう書き方、今回の出されている議案が一番多いんですけどね。これ担当課ちゅうより総務になるのかしらんけど、たまたま検索したらそこで出てこんかったのもあったんです。だからぜひ法律名そのものも書いてほしいんですけども。担当課は総務課の指導でそういうふうにしたんかな、それともどういうことでしたのかな。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

今回のような何件か同じ事案がございしますが、Aという法律の施行によりBという法律が改正

されたために、条例の一部を改正を行う場合の提案理由の記述の方法といたしまして、由布市では数年前から法律名を省略し、法律番号のみの記述に統一をしているということでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） しかし、それは通らんでしょうが。さっきの地域の自立性云々かんぬんちゅうやつは法律名をきちっと書いて、年度と番号を書いて個別の法律名その後書いているから。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 確かに議員御指摘のとおりですが、その経緯につきましては法律名を特に明記したいということで記載をしているという協議の上での結果でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 従来そういうふうにしたちゅう話は一回も聞いてないんですよ。時々そげえして、今回はべらっとそれが多かっただけの話でね。検索すると出てこんちゅうのもあるんで、きちっと法律名も書いてやってもらえるとどっちかで出てくるんで、そういうふうにしてほしいんですが。

これはうちの常任委員会なので、また常任委員会できちんと議論したいと思います。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第21. 議案第16号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第21、議案第16号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） そうかな。はい、取り下げます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第22. 議案第17号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第22、議案第17号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 一般質問の中で同僚議員の質問に答えて、水路改修5%以上云々というのが言ってたんですけども、これを見るとどこも該当することが、5%以上という文言ないんですけども、どういうふうに見ればいいのか教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えいたします。

農山漁村プロジェクト支援交付金事業は、施設の改修や改良を行う事業であることから5%と考えております。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、一度補助金がつぎ込まれた施設の更新や保全対策に取り組む事業ですので10%と考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 考えているのはいいんですけど、5%とか10%とかいう数字は、どこに出てくるんですか。規則か何かですか。

○議長（生野 征平君） 産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 条例では、急激な国・県の補助金の変更などが予想された場合に、利用者というか地元負担に極力迷惑がかからないように上限を定めた条例としております。

○議長（生野 征平君） いいですか。

○議員（12番 西郡 均君） はい。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第23、議案第18号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第23、議案第18号由布市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 詳細説明そのまま聞いてると、2号を4号に繰り下げたのは、風力や太陽光が入ったというふうに、前の号にそれが入ったというふうに理解すればいいんですか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

道路法施行令の改正によりまして、2号、3号に新たに、2号に太陽光発電設備、風力発電設備、3号に津波からの一時的な避難施設ということで、2号入りしましたので、4号以下は2号繰り下がったということでございます。

以上です。

○議員（12番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第24. 議案第19号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第24、議案第19号由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 先ほど同僚議員の質問の中で、いわゆる基準を条例に定めるようになったことと同時に、独自の基準をこの中に入ってますけど、独自の基準ちゅうのは何かしんしゃくするような該当部分があるんですか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） これは参酌する基準につきましては、公営住宅の整備基準というのが省令で定められております。それに基づいて条例を改めるものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第25. 議案第20号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第25、議案第20号由布市都市公園条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 総務課の提案のときから気になってたんですけども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の水準を図るための関係法律の整備ということで、市長自身は地域主権改革というふうに言われたんでね。あのとき言ったように地域主権改革そのものの文言は、法律名から全て自民・公明によって削除されたんですね。

しかし、流れから考えてみると、提案理由の詳細説明の中で言ったように、地域主権戦略大綱から来てることは事実なんですけども。言い方としては今批判してた自民党が政権に着いてんですけども、やっぱり地域主権戦略大綱そのものを使っているんですか。上からきた文書にそのようにのっているんですか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） 都市・景観推進課長でございます。お答えいたします。

今回の略して第2次一括法の制定につきましては、この地域主権戦略大綱、閣議決定を踏まえて整備をされているというふうになっております。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第26. 議案第21号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第26、議案第21号市道路線（上屋敷城線）の認定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 起点・終点があります。上屋敷ちゅうのはどっちの部分指着しているのか、それともこの地域全体を上屋敷、城、上屋敷城ちゅうんですか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 路線名につきましては、「カミヤシキジョウ」と言います。起点側が上屋敷で、終点側が城でございます。（「ジョウ」と呼ぶ者あり）

○議員（12番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第27. 議案第22号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第27、議案第22号市道路線（七里山線）の認定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 職員も字を覚えてくれって、さっき監査委員から言われたんで、私も七里山ちゅうのはどういうところか知りたいんで、由来を起点・終点も含めて教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

議案の裏面に参考に位置図がついております。一番下のほうに南庄内小学校と書いております。庄内町野畑でございますが、その北側になります。

起点・終点は表示をしているとおりでございます。

以上です。（「七里山がわからん」と呼ぶ者あり）

七里山、この場所は字が七里山ということで聞いております。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第28. 議案第23号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第28、議案第23号市道路線（望み台1号線）の認定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これは多分のぞみ山という住宅団地だろうというふうに思います。1号線というふうに言うのがよくわからんのですけども。

ちなみに2号、3号の予定が出されているんですか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

現在のところ、ございません。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） なかったら1号ちゅうのをつける意味がわからんのですけど、今のところという答弁の中には、将来的に2号、3号がある可能性があるという可能性を含んでいるわけですか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 一部可能性がございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第29. 議案第24号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第29、議案第24号市道路線（下島線）の認定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） この住宅地図の中に、道路の中に、家屋が該当してますね。これどうなっているのか、教えていただきたい。

それと、先ほど言った下島ちゅうのがどういう由来から来ているのか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。この市道認定の位置図につきましては、道路の中に家屋があつてようになっておりますが、これは間違いでございます。訂正をいたします。

それと、この場所は挟間町下市の字下島というところでございます。（「字か」と呼ぶ者あり）はい。以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第30. 議案第25号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第30、議案第25号由布市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第31. 議案第26号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第31、議案第26号平成24年度由布市一般会計補正予算（第6号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これは総務の所管だけども、みっともないんでみんなに言いたいんで、予算書どこかな。6ページ、地方債の補正のところで……

○議長（生野 征平君） 西郡議員。

○議員（12番 西郡 均君） はい。

○議長（生野 征平君） 所管の委員会質問じゃないですか。

○議員（12番 西郡 均君） 今言いよるじゃない、総務じゃけど、みっともないからみんなに知らせますちゅうことで。

○議長（生野 征平君） それ質疑でしょう。

○議員（12番 西郡 均君） 質疑。

○議長（生野 征平君） 歳出からお願いします。

○議員（12番 西郡 均君） 歳出から。歳出の前の部分やけど、もうしようがないわな。

（笑声）歳出で。（発言する者あり）ああ、全部総務やな。

○議長（生野 征平君） いいですか。（「衛生費」と呼ぶ者あり）

○議員（12番 西郡 均君） 4番。（「7番」と呼ぶ者あり）7番。歳出はまだやろ。（発言する者あり）ああ、歳出も一緒。そうですか、済みません。7番。49ページち書いちよるな。ああ、そうそう。

49ページの塵芥処理費の地元交付金。塚原で団地の使用料5年分とか言ってましたけど、何のこっちゃわからんので、詳しい説明をお願いします。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 環境課長です。お答えいたします。

これは少しダブりますが、塚原の廃棄物一時保管所の用地の土地使用料、5年分でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡議員。

○議員（12番 西郡 均君） それはそげえ聞いたから、そげえ聞いたんよ。何のこっちゃ、中身がわからんて。どういう理由で、これ5年分払うんか。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） これは5年ごとに契約しておりまして、契約が切れるのでまた5年分更新するということです。そういうことでよろしいですか。

○議長（生野 征平君） 西郡議員。

○議員（12番 西郡 均君） 一時保管所まだあるんですか、そこにまだ人もおるんですか。

○環境課長（生野 重雄君） 一時保管所はございます。人はいません。ことしの7月の災害のとき等はそこで廃棄物の一時所管をして、一時保管ですからずっと置いてません。そしてまた持ち出して適正な処分をしたという、そういう場所でございます。

○議長（生野 征平君） これで議案第……

○議員（12番 西郡 均君） ちょっと待って。

○議長（生野 征平君） もう3回やりましたんで、これで終わります。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

日程第32. 議案第27号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第32、議案第27号平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 歳入で、一般会計からの繰入金を減額しとったようにあったんやけど——これですね。きのうも言うたんですけども、8ページ、保険課長に伺いたんですけども、一般会計からの繰り入れが十分だというふうに考えているんですか。私に言わしたら、この間国から随分負担金あるいは本来負担金なんですけど、国が負担しなきゃならんにもかかわらず、それしなくて、ずっと減らしてこられたんですけども。その不足分を何で補うかと言ったら、市からの一般会計からの繰り入れしかないんですよ。だから何か断って、これは基準外だから余計だから返せとか言われても、返さないという立場をとってほしいんですけどね。今回の場合はそういうことを言ったのかどうか、当初予算になるともっとひどいんで、そのときは改めて言いますが、どうなんですかね。こういうのに対して、どういうふうな課長としての対応をしているのか伺いたいと思います。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） 保険課長です。お答えいたします。

まず、昨日欠席したことをおわび申し上げます。

歳入の13款1項他会計繰入金のことだろうと推察いたします。これにつきましては、歳出の2款保険給付費の推計や6款の介護納付金及び8款の保険事業費の実績見込み等に基づきまして減額を行った次第です。そのため、その充当財源に対してそれぞれ減額などの調整措置を行った次第でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 私に言わせると、次の基金繰入金が2,000万円減額、これは当然なんですけども。繰入金が、結局2億3,000万円やりますよということで、計が書いてます。結果的には、基金の残高が、これまで合併時にさかのぼれば、庄内が大分基金を持っておって、挟間がゼロで、えらい文句を言われて1億円一般会計から出させられて、3億円の基金をきちっと確保するというのを約束させられたんですね、当時。それで、それをずっと守るんだろうと思ってるんですけど、今のところ、これで行くと3億円は確保されてるんですか、残高は。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） お答えいたします。

御質問の趣旨からは多少異なりますけど、確かに3億円の旧町から持ち寄り聞きおよびがあります。現在の国保特会の財政規模、あるいは療養給付費等の推移から申し上げますと、必ずしも十分ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） この補正予算段階で最終的な残高、決算になればまた変わってくると思うんですけど、3億円は確保されてるちゅうことでいいんですか。それ十分か、十分じゃないかっていうのを聞いているんじゃないんです。3億円は確保されているのかどうか。

○議長（生野 征平君） 保険課長。いや、こっちにしますか。財政課長。

○議員（12番 西郡 均君） 財政課長はいいです。保険課がそこまで考えてるかどうかちゅうのが知りたいだけです。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） お答えいたします。

今現在の基金保有見込額から申しますと、ございません。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第33. 議案第28号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第33、議案第28号平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今年度中ですね、つい最近連絡があったみたいなんですけども、その利用者に、介護支援センターの事業所統合という連絡がずっと入っているんですけども、何か不都合があってそういうことになったのか、どういうふうになっているのか、ちょっとそこ辺を教えてくださいなのですが。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えをいたします。

昨年の12月、地域包括支援センターの運営協議会にて地域包括支援センターの機能強化を図るためということで、平成25年度から、事業所を現行3カ所から1カ所といたしまして、地域包括支援センターが本来得意といたします支援困難事例の介入や高齢者に係る相談全般に力を注げる体制を整えるようになりました。専門職員を3カ所から1カ所に配置いたしまして、処遇困難事例等の複数の専門職が集中的に支援できる体制を整えるようにいたしましたものでございます。

一方で、統合後の事務所、挾間、湯布院の事務所でございますが、ランチという機能といたしまして、相談業務を行う職員を配置いたしまして、相談等の初期対応ができる体制をとり、サービスの低下につながらないような対策を講じるということで、現在準備をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） まだ、議会がここに移る前の下の会場で、そこ辺をかなり議論して、絶対そういうふうにはしませんというようなことで、人的にも経営的にもきちっとやれるようにしますということになった制度だというふうに、こっちは理解してます。

あのとき、議員が何人かがそこ辺で、あのときの議会で、そういう議論を大分したように記憶してるんですけども、議会のほうにはそういう連絡はどうしてしないんですか。（発言する者あり）した。（「全協で、私、報告しましたよ」と呼ぶ者あり）聞いちゃらん。

○議長（生野 征平君） いいですか。

○議員（12番 西郡 均君） 議会のほうに、どういうふうに報告したか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 大変申しわけございません。議会のほうには、御連絡をいたしておりません。

一般質問等で、体制と組織の部分について、包括のあり方について、今後小委員会を設置し協議をしていくという御回答は差し上げたんですが、報告等が漏れておりまして大変申しわけございません。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第34. 議案第29号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第34、議案第29号平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 7ページを開いてください。

特別徴収の保険料、いわゆる年金から徴収する保険料と普通徴収の保険料で、こんな多額の金額がプラスとマイナスで補正されるという意味について教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） お答えいたします。

この補正は、歳入予算の財源構成を行ったものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） わかるごと教えてほしいんですよ。もう一回、全然それじゃ意味がわからん。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、金額そのものが予算に対する割合は非常に高くなっております。その点につきましては、当初予算編成時に、やはり特別徴収対象者の把握が十分でなかったということが一つの要因ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 特別徴収は、ある意味ではちょっと1割強なんでわかるんですけども、普通徴収については極端ですよ。予算で5,600万円、補正で3,000万円、この意味するところはどうも私には理解できないんですけども。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、金額そのものは、これは表現がいかがなものかと思いますが、相殺すれば補正全体としては小さなものでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、特別徴収対象者の把握が十分でなかったというふうにしか、私のほうでは解釈をしておりません。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第35、議案第30号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第35、議案第30号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 挾間だけに限らず、どこでもそうだったというように思うんですよ。簡易事業債等でこのくらいの金額を上げている。今回の場合は、その起債を減額910万円したということなんですけども、基本的にこういう事業に対する基金の繰り入れというのは、基金の繰り入れじゃなかった、一般会計からの繰り入れっていうのはないんですか、こういう事業に対する。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

一般会計からの繰り入れもありますけど、一応今回、補正の段階で当然赤になるということで、積立金を崩さないといけないというようなことで、市の財政課とも協議した中で、なかなか今の財政状況では難しいということで繰り入れはできないということです。

ただ、水道課としては、今後、一般会計の繰り入れについてはお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） ぜひ、そうお願いしたいんですけど、今回もそうなんですけども基金の繰入金、もう当初予算に至っては、かなりの額を基金からやってます。水道課長にそこ辺の姿勢が足りないんじゃないかというような気がするんですけど、それは交渉したってことなんで、もうそれ以上は言いません。また当初予算のときに言います。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

ここで、暫時休憩します。（発言する者あり） もう一つ、行く。

午後0時02分休憩

.....

午後0時02分再開

○議長（生野 征平君） 大変失礼しました。再開します。

日程第36. 議案第31号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第36、議案第31号平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開は13時とします。

午後0時03分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

日程第37. 議案第32号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第37、議案第32号平成25年度由布市一般会計予算を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許しますが、歳出の款別に、通告順に行います。

まず、2款総務費について、18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 74ページの2款1項13目15節の工事請負費の200万円の内訳ですか、これをちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（足利 良温君） 人権・同和対策課長です。

湯布院地区に岳本市営住宅の中に川上地区集会所がございます。人権・同和対策課が教室、それから研修会等々行っておりますけど、建築年度は54年の3月31日竣工した建物でございます。雨漏りがしておりまして、屋根の補修工事と雨どいの取りかえ工事でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 53ページ、2款1項5目13節庁舎建設事業の中身ですが、測量調査、不動産鑑定の実委託先とその対象の土地についての地権者の意志、先だってちょっと触れられたようでございますけれども、地権者の意志と、もしいるんだったら、あっせん業者がいるようでしたら、その存在についてお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えいたします。

測量調査につきましては、入札で決定する予定でございまして、まだ決まっておられません。不動産鑑定につきましても、見積合わせによる随意契約を予定しております。まだ、委託先は決まっておられません。

それから、対象の土地の地権者の意志でございしますが、これは、まだ未確認でございします。

それから、あっせん業者の存在につきましては、これはございませぬ。

以上でございします。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） その割に、手数料、委託料の中の細々したところですね、設計費で2,198万円、測量調査で732万円、不動産鑑定で30万円、手数料で36万円というように、こう細かく出ているんですけれども、算出根拠は。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） お答えいたします。

建設のプロジェクトチームはつくっておりますが、その中に技術職員がおります。その職員が見積もりしたところでございします。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） そういう段取りが、いかにもカチッと決められたように進んでいるし、もう早くからこういう予定でデータ案というものを用意しといて、今回ポクと、まだ地権者の意志も確認してないし、未確認であるけれども入札も行わせる予定で見積もりも随意契約でやっていこうとする、そのあたりの準備段階と実際に動き始めたこの段階での用意の周到さの存在が伺いしれるんです。

もっと早くというか、実際にきちんとした想定、タイムスケジュールのもとで粛々と進むべき問題にもかかわらず、あやふやな部分と、しっかりともうこの辺は押さえておこうとする部分が見えるような気がするんですが、その点どう我々にも説明してくれますか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 総務部長でございします。

今回、庁舎の建設の関係については用意周到ではなくて、私どもも最終的にこれを出さないということで、2月に入って急がせてつくらせましたので、別に早くから準備をしてきたというわけではございませぬ。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 全部まとめてですね、2款で3件お聞きします。

まず、1点目が49ページの広報広聴推進事業の中の委託料で、ホームページリニューアル支援業務委託料150万2,000円組んでいます。ホームページの更新委託料は10万円で更新するのは委託しているんですけど、リニューアル支援事業ということで150万2,000円組んでいるんですが、さっきの24年度の3月補正で、これまるまる同じ額150万円減額して落としていると思うんですが、これはどういうことなのか。今年度やろうと思ったけどできなくて来年度に回すということなのか、そこら辺のことを一つお伺いします。

それと、57ページの公有財産管理システム整備事業ということで上がっているんですが、委託料が上がっているんですが、ちょっとこの事業がよく、なんか表現がちょっと変わってるんでわかんないんですけど、なんか同僚議員の一般質問の中で答弁していた財産台帳を電算化して公共施設白書を作成するみたいなことを言われてたかと思うんですが、これのことを言っているのかどうか。じゃなくて、これは前年度比では、同じ名前で減額で予算計上されているので、どういう中身の委託業務なのか。それから、その一般質問で答えられた公共施設白書っていうのは何のことなのか、初めて聞いたんで教えてください。

3点目は61ページの7番、ジオパーク事業15万3,000円組んでますが、ジオパーク事業の具体的な中身を教えてください。

以上です。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長でございます。

ホームページのリニューアル事業について御説明をいたします。平成24年度で全部の額は落としておりませんで、当初予算で199万5,000円の計上をしておりました。今回、150万1,000円の減額をして49万4,000円の残でございます。24年度、その分につきましては、総務課によるトップページ等のデザイン等を作成するようにしております。

新年度につきましては、職員全体で取り組むということで、職員に操作研修等を行いながらホームページの作成を行うことにしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えいたします。

公有財産管理システム整備事業についてですが、ここで上がっている金額は公共施設白書を作成の費用ではございません。公有財産管理システムの作成が今年度で終わりますが、その維持管理的な経費ということで上げております。白書作成費用につきましては、補正で上げたいと考えております。

それから、公共施設白書とはということでございますが、財産台帳の電算化が今年度で終わり

ますが、これを基本に施設ごとに運営状況、利用実態、コスト費用、将来の人口推計など、整理、分析、検討いたしまして、将来の状況が目に見えるように、見える化した資料というふうにお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

ジオパーク事業でございますけれども、この事業に関しましては地質遺産を活用したまちづくりということが目的でございます、これは県との共同事業でございます、由布市もその共同事業の一角を担う事業でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ちょっと、もう一度、よくわかんないんですけど、全部よくわかんないんですけど。ホームページリニューアルは24年度のほうは、当初199万5,000円組んで、それで今回150万円落として、かつてことをおっしゃいましたよね。てことは、49万円分だけは事業やったってことなんですよ。その落とした150万円分というのは、何をしなかったから落としたのかということで、今回新年度で上げている150万円というのは、さっき言われたその職員が研修をしてって、それを去年もやろうと思ってやらなかったのを、そのままことしやるってことなんですか。ていうことを再確認で、もうちょっと教えてください。

それから、公有財産管理システム、その財産台帳の電算化の部分が、今のこの予算だというふうに、財産台帳の電算化を進めているっていうのがこの委託分で、それが終わったら補正で公共施設白書みたいのを作成したいというふうに言われたというふうに受け取ったんですけど、その公共施設白書つくるって、そういう見える化はいいんですけど、私時々一般質問でさんざん取り上げている公共施設配置計画をつくれ、つくれって言って、つくりますと、なんかこの間物すごく明言されてたんですけど、そういうその公共施設配置計画みたいなものを、この白書とってつくるつもりなんですか。配置をする計画まで行っているんでしょうか。

あと、ジオパーク事業、地質遺産を生かしたまちづくり事業って具体的に何をやるんですか。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 詳しくということでございますので、お答えをいたします。

ホームページのリニューアルということで、事業でございますが、今回のやり方は今までと違って、職員みずからがつくるというやり方を取り入れております。それで、職員の研修等が必要でございますし、職員が操作に慣れるということが必要になってきますので、その分に時間がか

かりましたので、今回の24年度につきましてはトップページのデザインまでということにしたいと思います。

25年度には、職員の操作研修でありますとか、ホームページの理解をしていただくとかいう研修をしながら、ホームページの作成をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 総務部長です。

この予算に上がっている資産評価支援事業、これについては、今つくっている財産管理システムの保守、（発言する者あり）はい、保守っていうふうに考えていただきたいと。先ほど、契約管理課長が言いましたけども、これができ上がった段階で公共施設白書、その施設そのものがどのくらいの稼働率があるとか、どういったものに使われているとか、そういったものを入れた中で白書をつくります。それによって、公共施設配置計画はその施設が本当に必要なのかどうかっていうのも、全部見ていかなきゃいけないんで、そういうのができ上がった段階で配置計画になってくるんだというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） このジオパーク事業につきましては、24年度、今年度予算に、実は組んでおります。この今年度の予算についてはジオパークの視察、新潟県の糸魚川に県と一緒に視察するというふうな旅費を組んでおりましたですけれど、実質は行ってございません。

25年度の事業につきましては、これさっき申し上げましたように県と共同事業でございまして、地質遺産や文化遺産を活用して教育や観光等の継続的な発展を目指すまちづくりをやっていくということでございまして、由布岳や男池やいろんな地質遺産が市内にございます。別府市さん、九重町さん含めて、由布市を含めたところで3つのこの市や町は大分県一の地質遺産があるというふうに言われてございます。その遺産を生かしたまちづくりをやっていこうということの県との共同事業でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） わかったような、わかんないような。

職員みずからがホームページのリニューアルができるように研修をしようと言って150万円去年組んだけど、それがなかなかできなかったから、また同じ内容を150万円今年度に上げているという理解でいいんでしょうかね。

それと、その公共施設の白書はわかりました。電算化の保守のシステムをつくって、その後、白書つくって、それから配置計画だと。もう何年も前からやってて、もうすぐつくりたいに言っていたのは、まだまだかかりそうなんですけど、今年度中に配置計画策定まで見込んでいる

のか。

あと、ジオパーク事業、その2点、県との共同事業といいながら、これは由布市独自の分だけ15万3,000円組んでんですよね。県は県でやって、その実際にやるときだけ一緒にやるのかというのと、あと、その事業をいろいろ言うてんですけど、例えば聞き方が悪いのかな、具体的に謝金5万円、費用弁償3万円、印刷費6万3,000円に、消耗品1万円って組んでますよね。これ例えば、謝金で、誰に何をやる謝金なのかとか、印刷製本費ってのは何をやるものなのか、そういう具体的な内容はあるのか教えてください。その2点、3点。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） お答えをいたします。

謝金は、この事業を広めるための地元でのシンポジウムを開催する予定でございまして、このときの講師の謝金でございます。

それとか、印刷製本費につきましては、これは学校教材等に提供するといいますか、学校教育等に生かしていくような形で由布市は考えていきたいということで、そのための若干の印刷製本費を組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長でございます。

公共施設の配置計画について、これまで策定の必要性等は答弁してきたとおりであります。しかし、合併をしてまだ7年余りという中で、それぞれ旧町で施設を、ほとんど同じような施設を抱えております。これを、じゃ由布市として、市としてこの3つをどうするのか、そういったことに対してまだまだ今時点で、これを、どうですかね、短絡な言い方でここを廃止しますとか、とてもそういうことを言えるような状況にはないと思っております。その辺が、これまで答弁してきたことと、いまだに何もできてないということ、その辺をどう整理をしていけばいいのかということについては、すごく時間が必要だと思っておりますので、策定する、策定するという答弁の仕方がよかったかどうかというのは思っておりますけど、やはりその施設が老朽化して建てかえが必要という時期に、その一つ一つについて検証していくしか、なかなか全体としての配置計画というのは、現時点では難しいなあというふうに思っております。何も考えてないという意味ではございません。そういうことでありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（生野 征平君） 次に、3款民生費について。

まず、18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 112ページの生活保護費、2目の扶助費ですけども、皆さん御承知のとおり、近年生活保護者が全国的に、由布市も急増しております。今回も1,680万

円増になってますけども、この生活保護の支給事業の扶助費が7項目あるんですけど、金額が大きいんで、この辺できたら中身が聞きたいなと思っております。

それから、現在、旧町ごとに、何名、それぞれいるのか。それから、これについては民生委員さんが中に入って、市との書類作成等にお世話をするというのを聞いておるんですけども、この辺の現実的に多いんでしょうけど、民生委員さんの教育なり、講習なり、その辺についても、どういう方法で指導しているんか、その辺もお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

まず、扶助費の内容でございますが、生活扶助費につきましては1類、2類、加算分とありまして、1類については個人的な経費、飲食物、被服費等でございます。世帯経費につきましては、光熱水費、家具什器費等になります。加算につきましては、障害者加算等があります。

次の住宅扶助費につきましては、借家の場合ですね、家賃それから家屋補修費等になります。

次の介護扶助費につきましては、居宅介護サービス給付費、それから福祉用具の給付費等になります。

次の医療扶助費につきましては、診察、薬剤、治療材料費等になります。

次の、その他の扶助費ですが、出産扶助費、生業扶助費、葬祭扶助とありまして、出産については分娩の介助費と、生業扶助につきましては生業に必要な技能の習得費等になります。葬祭扶助につきましては、火葬、埋葬費等でございます。教育扶助費につきましては、義務教育に伴う教材費、学校給食費等になります。

それから、保護施設事務費につきましては、救護施設事務費ということで、この施設に入所しての方がいらっしゃいますが、その方の費用ということになります。

それから、旧町ごとということですが、24年12月現在の時点でということになりますと、湯布院地区が70世帯91名、庄内地区が70世帯81名、挾間地区が91世帯104名というふうになっております。

それから、民生委員さんとの協力体制ということですが、現在は年度末の時期に民生委員協議会の定例会におきまして、制度の説明、確認をし、協力をお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 民生委員さんから、きょうはちょっと研修で1泊どっか行くんじょとかいう話は、年に一回あるらしいんですけど、その辺聞くんですけど。その講習とか何とかいうのは、年に何遍かやっておるんですか。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 民生委員さんというか、民生委員協議会につきましては、毎月定例会がございます。全体的な制度説明なりお願いは年に1回なんですけど、それぞれ3地域、民協がございます。そのときに、何かどうしてもこのケースについて行政のほうから説明をいただきたいというふうな場合には、私どもで出かけていって説明をしているところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 定例会の主な内容はどのようなものですか、月1回の定例会の。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） お答えをいたします。

3地区の民協ごとに違いますが、それぞれその月、翌月の行事予定、それから民生委員さんの担当地域での事例の検討会ということになってございます。

○議長（生野 征平君） 次に、11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 3款3項1目で111ページになるかと思うんですけども、確認です。

生活保護費の不正受給の是正、あるいは調査指導といった策は、この中で取り扱われるものなんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

生活保護適正化実施推進事業についてでございますが、この事業につきましては、生活保護の適正な運営のために各種適正化の取り組みを推進するもので、幾つかございます。

予算的には、被保護者の適正受診、適正処遇ということで、レセプト点検に係る経費が主なものとなっておりますが、不正受給に対応するものとしては、収入資産状況及び扶養義務調査充実事業がございます。この事業については、事務的な処理の部分の経費を充てているものでございますが、それにプラスして職員研修事業ということで、要保護者に対する適切な処遇を実施するために、その関係の諸制度の知識の取得、それからケースワーク技術の向上を図る研修というものでございます。

ただ、実際の不正受給対策といいますか、その辺につきましては、通常のケースワークの中で何かあれば訪問指導するなり、その辺の実際の対応というのが必要になってくるというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） ちょっとわかんなかったけど、この中で行われるということで

はないということですか。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） ちょっと説明不足だったかと思いますが、先ほど言いました収入資産状況及び扶養義務調査充実事業ということで、収入申告書に係る部分、それから扶養義務履行に係る部分の事務处理的な費用ということでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 端的に、不正受給に係る経費というのは、どの節で。もう、ないんですね。全般にわたるということで。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 事業自体が生活保護に関する適正実施、それから未然防止という目的がありますので、そういう不正受給対策についても、この予算的な部分で全てじゃありませんが対応しているということになろうかと思えます。

○議長（生野 征平君） 次に、13番、瀧野けさ子さん。

○議員（13番 瀧野けさ子君） 113ページの3款3項2目扶助費、今の生活保護費支給事業の5億8,561万8,000円のことでお聞きいたします。

国のほうでは、今後生活保護費が減額されるとお聞きしております。新年度はそのようになっているのかというのは、地方交付税は今回減されているんですけども、それは7.8%地方公務員の給料の減額の方だというふうに聞いているんですが、まだ、新年度予算が、ゴールデンウィーク前後っていうふうに、決まるのがそのぐらいだと聞いているんですけども、この新年度の予算では、そういう制度のことは入っていないとみていいですか。そして、変わるのはどういうふうに、生活扶助からずっとあったんですけども、どのように具体的に変わりますという減額の通知とか、指導とか、勉強会とか、研修会とかそういったものがなされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

新年度予算につきましては、今回の検討される減額部分については盛り込んでおりません、反映されておりません。

今回の制度の見直しにつきましては、県のほうから情報提供があったのが2月19日付の厚労省の資料ということでございます。その中で、保護基準の見直しにつきましては4つ主な項目がございまして、まず、年齢、世帯人員、地域差による影響の調整、それから、前回平成20年ですが、見直し動向の物価の動向の勘案、それから必要な激変緩和措置の実施、そして、生活扶助

基準額の見直しというのがあります。この分につきまして、厚労省の試算では、受給世帯の96%が保護費が減額、そのうち25%の世帯が5%から10%の減額、そして71%の世帯が5%以下の減額と試算をしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 生活扶助のそのものの基準額が96%ということなんですね。

（発言する者あり）96%の人が減額されるっっちゃうことですね。ちょっとお聞きしたいんですけども、教育扶助費とかもあるんですけども、児童扶養手当との関連とか、そういうのは考えてくれているのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） お答えいたします。

生活保護費の基準額の見直しにより、他法によるそういう影響が考えられてまして、その辺は各関係する部署に調整をするということで資料の中でもなってますし、そういうふう聞いております。影響が出ないようにですね。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 基本的には、児童扶養手当には影響を私ほしなないと思うんですけども、そこがなってみないとわかりませんから、そういうふうに望むといいますか、一部情報では、児童扶養手当等には関連しないというふうには聞いてるんですけども、実際どうなのかなということがちょっと心配だったので、お聞きいたしました。そうすると、71%の方が、5%以内減額の人が71%っちゃうことなんですよ。その国民年金の生活の方と生活保護のその支給額が逆転してるところがあるから、こういう是正のためになったのかなというふうに思うんですけど、地方によって違うと思うんですよ。都会とか、例えば由布市とか、割と何ていうか、田舎っちゃうたら悪いんですけど、都会から見て割とその支給額はそんなに多くはないと思うんですけどね、そうなった場合には、これはいつごろからそういうふうに施行されるのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 先ほど、一部申し上げましたが、激変緩和措置の実施ということで、現在、法案提出に向けて調整されてる段階です。

現段階では、ことしの8月から27年度まで3カ年かけて段階的に実施をするというふうな内容になっております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 予算書の93ページ開いてください。それと、予算の概要説明

の22ページの93ページのところ、ちょうど左上です。そこを見ると社会福祉総務費の財源内訳が載ってます。

国庫支出金3万8,000円、その他2万1,000円と書いてます。違うですよ、数字が1,000円。

それから、次のこの説明書の23ページの103ページのところをごらんになってください。保険基盤整備事業というふうに書いてます。予算書の103ページを開きますと、介護保険事務費の中に、この国庫支出金5,000万円が出てますけども、この5,000万円は県支出金であります。

この説明書の26ページ、その中の予算書のページを見ると123ページと書いてます。予算書で123ページを開きますと母子保健費というふうに書いてますね。この中では事業名として母子保健推進事業と書いてます。国庫支出金が264万6,000円、その他が38万円と。ところが、その他のところ、ずっと右に行ってみると38万円が、なぜか28万円にとまっているんです。

以上については、財源内訳ですから担当課はなかなかわからんと思いますんで、総務委員会のごときにも御説明をください。

○議長（生野 征平君） 次に、4款衛生費について。

まず、11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 119ページになりますか、先の一般質問でもございました健康立市推進事業、相対的な部分での認知症に対する取り組みが薄いのではないかなという私の発想がありましたけど、この推進事業の中で認知症予防対策に係る位置づけがどうなるのかを教えてください。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

特に、認知症予防対策ということでは、今回の健康立市施策の中に明確には打ち出しておりません。認知症予防として、これまでも健康づくり事業、それから生きがい対策事業、介護予防も含めて、その中で実施してきているという認識を持っております。

今後も、そういうふうに推進していきたいというふうに考えております。ということで、従来からの健康づくり、生きがい対策、それから介護予防事業も含めて健康立市の意識にかかわるものとして捉えておりますので、今後もその中で認知症予防と合わせて健康立市施策につながるものとして捉えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） ぜひとも、心の健康という意味では認知症の方々の心に関するケアは非常に重要で、それが健康立市という全域に、全般的に広く届けることのできる行政サービスだと思いますので、ぜひともそのあたりのバランスに留意なされて、健康立市をこの由布市はやっているんだというふうな発信ができるような市にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、9番、佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 大変お疲れです。

131ページです。環境対策費の中で、環境マネジメントシステム推進事業、負補交の地球温暖化対策協議会、直接この部分ではございませんが、緊急を要する問題ということで昨日廣末議員が一般質問を少ししましたが、若干いろんなことを聞いてみたいということで、この項で質疑をします。よろしくお願ひします。

中国から飛来が問題となっております微粒子状物質、PM2.5ですね、による健康への悪影響につきまして、新聞等で都道府県等の自治体と環境省が2月18日に連絡会を開いて対策を協議したとありました。対策は示されたのか、次のことにつきまして5点でございます。よろしくお願ひします。

1点目として、県との協議はされたのか。

2点目として、環境省は2月中に暫定指針を策定するとしていたが、出されているのか。

3点目、気管支や肺等に持病のある人や高齢者、子どもら大気汚染に弱いと考えられる人には、特に配慮して注意を呼びかけると言っておりますが、基準となる濃度は示されておりますか。

4点目として、由布市に環境汚染地点はあるのか、昨日若干ありましたがちょっと聞きたいことがありますんで、これも答えてください。

5点目として、幼・小・中・高など、ここが一番重要なんですけど、屋外体育授業で汚染が発生したときの対応はどうされるのか、よろしくお願ひします。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 環境課長です。お答えいたします。

まず、県との協議はなされたのかということでございますが、きょうの新聞にも載ってましたように、8日の日に緊急連絡会議があるということで、詳細についてはその辺があらうかと思いますが、県のほうからホームページをつくったというメールが来ておまして、その辺を掲載したところでして、なおかつ、そのホームページ等を見て不明な点は随時私のほうから県の担当者に電話していろいろ質問して教えていただいとてるところです。

続きまして、環境省の暫定指針についてでございますが、これも新聞等に載っているところでございますが、暫定指針は、1日の平均値が70マイクログラムパー立米ということでございます。

ただし、県のホームページ見ますと、1日の平均値が70のときがその暫定数字ですけど、前日の70というのがわかって、その数字を知った方の行動の規範にはならないので、いまのところ環境省の暫定指針は朝の早朝5時から7時までの最大値が85を超えた場合は注意喚起をするということでございます。ただし、本日の新聞では、県のほうは国の基準の85よりさらに厳しく、2時間70を超えたら注意喚起するというのが新聞に載ってまして、その辺の詳細の説明は8日にあるかと思えます。

次は、市に観測地点はあるかということで、これはきのうお答えしたとおりなんですけど、この問題が発生する前に、ちょうど機会がありまして、県のほうに、由布市にそういう観測地点を1個つくってくれないかということは、この問題とは全く別な時点では要望しました。その後、どうなるかはちょっと予算次第ということでございます。

最後の一番大事な学校での屋外授業等々の対策ということですが、これは教育委員会のほうと協議いたしまして、環境課のほうでまず県のホームページを見て、朝3時間なり、その注意喚起の数字を超していた場合、環境課から教育委員会のほうにお知らせして、教育委員会のほうが各学校にそういうことだということをお伝えいただけるということで協議をしたところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 実は、この定例会が始まってから、三、四名の方から電話をいただきました、市民から。特に、スポーツ指導者、サッカーとか野球とか野外でされる指導者の方と、その保護者を含めて四、五名の方が電話がありまして、子どもの健康被害が特にやっぱり考えられるから、この項につきましては国の専権事項であるかもしれませんが、やっぱり自己防衛をしなければならぬ、それぞれがね。報道を見ると、国はあいまいなとこでずっと濁してます。さっきの観測点ではございませんが、500万円かかるんですね。それは、やっぱり当面は金がないから、長日はやめなさいよと、その交付税等の考えは後ですと、そういうことです。これが、一番やっぱり私は問題だと思いますし、子どもらが学校に行って、そういう授業する中でそういう被害に遭っては、やっぱりいけないし、考えられない話でありますんで、国・県とかいう前に、やっぱり市も自己防衛をしなければならぬと、そういうことでありますんで、少し手順はわかりましたが、3点目のやっぱり弱い人ですね、子どもとか、そういうその持病を持っている人に本当にホームページを見なさいよとか言ってもなかなかそういう迅速な対応できないと思うんですから、各家庭含めて、そういうところのやっぱり周知の手順、そういうのはどういうふうにしたらいいかと、これは国・県もあるけれども、市としての自己防衛も私はあるのではないかと、そういうことを思いますんで、少しその辺は聞かせていただきたいと思うんですが。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 一番大事なのは、その数字の周知だと思います。

まず、インターネット開ける方はまず問題ない。携帯サイト、携帯でそういうのを見れる方は問題ない。市の小中学校は先ほどの手順でいってお知らせできる。一番問題が、携帯も持ってない、インターネットもわからない、市のそういう学校等に所属してないというところに、確かにどうやってお知らせするかというのが一番問題だと思います。

その前に、ひとつ1点だけ県のほうにうち提案して、防災メールで携帯を持っている人には、災害のときに大雨・洪水警報が出たら、県のほうから送ってくるというような形で、それは携帯持ってる方は登録すれば、その数字は来ます。

話は戻りますけど、あらゆるそういう手段を持たない人はどうするかということで、例えば市のほうで、それを見て、放送でおらんで歩いても、もうその時は既に遅いわけですね。だから、その場合は県なり市にそういう見れない方は、電話して聞いていただく以外、いまのところないかなど。例えば、庁舎に張り出したものを見た時は既に遅いということで。3月8日の県の会議でも、その辺が一番協議事項になってこようかとは思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。

いわゆる健康立市宣言大会またしますし、一番やっぱり今重点施策ですからね、だから、私はやっぱりこういうことが今刻々と来ているわけでありまして、やっぱり迅速な対応が必用であろうと思っておりますし、特に、子どもたちの被害を少なくするためには、今言う体育の野外授業はやっぱり体育館ですとかいうのはできますが、そういう情報の伝達方法ですね、きのうも廣末議員言ってますが、これ一番大事だと思っておりますので、特にこの3月24日に、また健康立市大会もやるんですから、そういうことも横の連絡をきちっととっていただきまして、できるだけ子どもたちや市民の皆さんに被害を及ばないような形も、市の自己防衛としてとっていただくことがいいかと思っておりますし、測定点につきましても、私も情報は実はあります。早く手を挙げたところがいいんです、これ。やると言ってるんですね。で、早くしないと県も予算的にはいろいろ決まってないところがありますが、できるんですね。だから、本当、何回も言いますが、健康立市事業も含めて、ここ辺のところの測定地をとったところが早く情報ができるんですから、そういうことも踏まえて、今後そういう事業も皆さんと一緒にやっぱり考えていただきたいということがあります。答弁ありません。よろしく申し上げます。

○議長（生野 征平君） 次に、13番、淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） 13番です。本当に、健康立市の町がいかにか健康づくりを中心

にしたまちづくりにすれば、いろんな形で事業が展開していけるのではないかなというふうに変期待しております。

私の質問は121ページの4款1項1目の総合相談窓口事業の1,081万9,000円の件で、健康増進課長にお伺いいたします。湯布院町の福祉事務所内、地域内のどこに設置されるのでしょうかというふうに聞きたいんですが。というのが、以前、地域包括支援センターのことで協議している中で、ランチ方式になるので社会福祉協議会というか、湯布院の福祉センターに置いたらとかいう意見もあったように聞きましたので、実際はどこに開設をされるのか教えていただきたいと思っておりますし、またここに開設したいという希望もあれば聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えをいたします。

関係課で協議を重ねてまいりました。保健と福祉の総合相談窓口につきましては、やはり関係課の連携、協力が不可欠でございますので、福祉事務所がございませぬ湯布院庁舎内に設置をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） ありがとうございます。

私もそのほうがいいのかというふうに思っております。例えば、3名の専門の方を雇っていただくということで非常にこれはすばらしい事業だなというふうに思うんですが、例えば相談事というのは毎日、日常茶飯事、毎日が相談に来るわけではないんですが、そういうときの、そういう3名の方々の仕事といたしますか、どういうふうなふうに思っておられますか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） お答えをいたします。

まず、相談を受けつけまして、課題解決に当たります。その場合、やはり関係機関との調整、それから場合によりましてはケース会議の開催、そして記録等を取りましてケース台帳を整備というような仕事が入ってこようと思います。

しかしながら、今回初めて行う事業でございまして、事務量等の把握というものができておりませぬ。事務の勘案によりまして、保健師は本来の保健師業務の仕事もお手伝いをいただきたいと思っておりますし、臨床心理士等につきましては、相談業務を行います市の職員、それから関係者等に対します指導、助言等のお願いをしていこうかなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君）　そこではございますが、今いろんな発達障がいのお悩みとか、各私立の保育園さん独自で、やっぱり園長さんたちは相談するところが、たまたま庄内町に保健所がありますから相談される方がいるんですが、近くでいるんですが、なかなかその由布市の保健師さんは見えてくれないと、なんか姿が見えないというふうにお聞きしたんですね。ですから、もう自分たちは直接別府の発達支援センターのほうに相談するとか、そういうこともしてるんですが、やはりそのきめ細かなそういう、「私のほうから相談受けたことを言っておきます」とは言ったんですけども、もしそういうことができましたらきめ細かな保育所さんたちの連携とか、そういうのも少し保健師さんがかんでいただけるとありがたいなというふうに思っておりますので、これは要望しておきます。

以上で、いいです。

○議長（生野 征平君）　次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君）　135ページをお開きください。

塵芥処理費、先ほどの由布市の土地に一時保管所をつくってその地代をその地域の人に払うなんてばかげたことを平気で答弁してましたけども、けしからんことですね、本当もう。何を考えてるんかしらん。

入会権の交付金ちゅうのは、収益が上がった部分の9割を交付するちゅうようになってるんで、そんなわけわからん慣習をいつまで続けるか、本当もう。

ここでうたってるのは、ゴミ収集処理業務を委託料で6,039万4,000円上げてます。ゴミ収集業務委託で6,039万4,000円上げてるけども、実際は公課費とかほかのでもそれにかかわる金額があるんじゃないかというように思うんです。それも含めて適正な委託をどのように行っているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（生野 征平君）　環境課長。

○環境課長（生野 重雄君）　環境課長です。お答えいたします。

このゴミ収集業務の委託料につきましては、人件費、燃料費、車両消耗品、パンク修繕費及び事務費の必要経費の積算をしております、妥当と考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君）　西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君）　実は私、環境衛生組合で野津原がたまたま民間委託しているんで、その環境衛生組合の野津原分がどのくらいのごみ収集の相当量をやってるかっていったら、ちょうど13%で年間1,300万円の委託料ということで、妥当性がわかるんですね。ここが、環境衛生組合でやってるごみ相当量の60%をここでやってるかといったら、やってないんですね、実は。

おまけに、きのうも言いましたけども、収集車等については、こちら側が、由布市が用意するんですね。今回は上がってませんが、時々上がりますわな。それを考えたら「適切です」なんていうのは、ちょっと言えんと思うんですけどね。なぜ、ほんなら1社だけに委託するんですか。入札とかいろんな方法をしないんですか。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 先ほど、環境衛生組合の数字と比べてらっしゃいましたんで、ちょっとうちのほうでもはじめてみたんですけど、まず委託料ですね、湯布院の業者に払う委託料と環境衛生組合の予算、当然し尿いろいろありますんで、清掃費の部分ですね。その部分から福宗の負担金等々、負担金を除いた値段でいくと2倍です。湯布院のほうが2分の1、湯布院が1で、環境衛生組合の予算が2です。年間のごみ収集量を比べますと、可燃、プラとか全て入れた場合が2.2倍。もう一回言います。湯布院の金額と環境衛生組合の予算を比べると金額的には約2倍、ごみ収集量を比べると約2.2倍、その0.2がどうかちゅうのはいろいろ詳細もあるんですけど、そのごみ収集量と予算的にはほぼ2倍ということです。

2番目の、なぜ随時契約、それは過去に湯布院町直営で、臨時さんの直営でごみ収集を行っていました。その後、そういう方たちを独立させて、もうそこに委託してきたという経緯がありまして、現在のところ、そういうのをそのまま行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） その経緯は、道の駅と全く同じなんですよ、経緯そのものは。しかし、実態はどうかといたら、そこに投資している経営者の方から、社長はそういう人を置いているけども、実際はうちの9割の出資をしているんだと。ちなみに聞きますけども、その会社のそういう出資金の内訳とか、役員構成とか、いわゆる会社の謄本とか、そういうのは寄せられてるんですか。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） その委託契約書の中、ちょっと詳細まで見てないんで、今はその資料はございませんが、先ほど申しましたように委託料はそういう積み上げでやってるということで、今おっしゃられたのは、ちょっと帰って確認をしたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩します。再開は14時15分とします。

午後2時02分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、5款労働費について、11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 137ページ、5款1項1目19節のシルバー人材センター補助金になりますが、60万円増額になっておりますけれども、その理由と、いつも私申し上げておるんですけども、由布市シルバー人材センターというものに対しての補助金でございますけれども、湯布院、庄内を含めた3町の平準化が図られているのか、その姿勢があるのかお伺いいたします。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えいたします。

新年度分の増額につきましては、昨年10月に設置しました湯布院地域での連絡所設置に係る経費の1年分の一部を増額するものでございます。また、3町平準化ということでございますが、特に庄内地域につきましては、土情といいますか、事情といいますか、3地域の中で庄内地域の受注割合が全体の5%前後という実態がございます。ということで、今後、湯布院連絡所設置の推移等を検証しながら庄内地域での取り組みが必要だとシルバーのほうとしても考えておるようでございますので、市としても高齢者の生きがい対策としてこの事業については捉えておりますので、その辺で信用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） なかなか苦しくて困るんでしょうけれども、長い期間もうこれでいってますんで、そろそろ挾間のほうに、庄内のほうに、あるいは湯布院のほうに目を向けてもらって平準化の策を講じるように、切に今ここでお願いしときます。動いてください。

○議長（生野 征平君） 次に、6款農林水産業費について。

まず、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 6款農林水産業費については、3点お聞きします。

きのう一般質問で地産地消推進事業の今後の具体的な事業方針はということで、最初の答弁だけいただきました。2回目以降の再質問が時間がなくてできなかったのも、質疑のときにしますというふうに申し上げました。ただ、一般質問ではちょっと私の提案を含めて言おうと思ってたんですけど、質疑になりますと提案ができませんので、議案に関する疑問点を中心にお聞きしたいと思います。

予算書でいくと、まずその前に143ページの就農支援事業ということで1,560万9,000円組んでいます。これのうち、事前事業評価表でいくと57ページで、新規事業として上がっております。この事前評価表を読むと、この就農支援事業そのものの具体的な内容を聞

きたいんですが、特に就農促進マネージャーっていう人を雇用するというふうに書いてあります。雇用すると書いてありながら、その雇用のための賃金という形では評価表には出てなくて、補助金の形で出ているようなんですが、そこら辺はどうなのかっていうことが1点と、それから、この就農促進マネージャーというのは、どういう人を雇用して、どういう仕事をさせて新規就農者を集めようとしているのかということをお教えください。

それから、その事前評価表には、意図として耕作放棄地対策を推進するっていうふうに書いてありますが、耕作放棄地問題、非常に難しい問題だと思うんですけど、耕作放棄地対策って具体的に何か有効な手立てがあるのか、どういうことをしようと思ってるのかをお教えください。

2点目が、その地産地消推進事業なんですけど、予算書でいくと147ページになると思いますが、その事前評価表では新規事業として改良普及員を2名体制にして人員をふやしてやるというふうに出ています。きのうの1回目の答弁では、今年度まで続けてきていた厚労省の人材雇用のための事業にはもうのらないので、その実践型事業にはもうのらないから、そこはもう見送ると。そのかわりに、由布市としてこの地産地消、今までやってきたことを発展的に商品開発や販路拡大みたいなことをつなげていきたいというふうにおっしゃってございましたけれども、今回の1,991万円の中で、具体的にそういう販路拡大ですとか、新商品開発とかっていうのは、どういうふうにやっていくつもりなのか。そういうことができる人を育てるといった人材育成の部分だけではなくて、やっぱり由布市が直接販路拡大をしたり、由布市が直接乗り出して事業を主体的にしていくことが必要ではないかなと思うんですけど、そこら辺をお教えください。

あと、3点目は153ページの鳥獣被害防止特別対策事業の中の鳥獣害防止特別対策事業補助金500万円組んでいます。これ、昨年度は1,500万円組んでました。昨年度の当初予算の説明のときに、県でしたっけ、国でしたっけの補助がなくなったので、そのかわり市が単費でもお金出して、これ大切な問題だから市が単費で1,500万円組むというふうに言って、昨年度1,500万円組みました。評価表っていうか概要書事前評価表を見ると、それこそ24年度までは目標達成率100%達成しているというふうになっていますのに、今年度大幅に減額をしておしまっているということで事業内容を縮小するという事なのか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えいたします。

まず、就農支援事業についての概要ですが、農地情報のデータ化や急変する支援情報の把握に努めることが大変重要であると考えております。そのような情報をワンストップで提供できる就農支援窓口を設置して支援体制を整えていきたいというふうに考えております。合わせて就農希望者の情報把握に努め、由布市での新規就農者につなげていきたいというふうに考えております。

それから、どのような人を雇用するのかという御質問ですが、普通の嘱託職員で対応をしたいというように考えております。

それから、耕作放棄地対策ですが、就農支援事業による直接的な耕作対策はありませんが、担い手の確保によりまして、新たな耕作放棄地の農家対策につなげていきたいというように考えております。

それから、次に地産地消の事業概要ということで御説明いたします。消費者と生産者の相互の情報提供や農業、商業、観光、あるいは生産流通販売を結びつけ、コーディネートする取り組みが大変重要であると考えております。そのような取り組みにかかわる人材の確保を図り、しっかりと推進を進めてまいりたいと考えております。

具体的な取り組みといたしましては、6次産業化の促進や地域産業の活性化を図っていく開発支援事業、それから就農支援窓口を、先ほど申しましたが、設置して支援対策、就農対策、それから改良普及員の増員による農業振興の拡充、それから給食センターへの取り組みといたしましては、生産者との間で生産供給体系をつくっていききたいというように考えております。

それから、鳥獣害防止対策特別事業についての御質問ですが、由布市鳥獣害防止対策協議会が事業主体となりまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金と市の単独費を活用して、昨年度6万7,626メートルの被害防止柵、鉄線柵の資材支給を行っております。昨年度までの要望は完了しております。新年度、今年度の予算につきましては、昨年末までの要望、約10キロに基づきまして事業費を算定し、当初予算に計上しております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ありがとうございます。

その就農促進マネージャーっていう人を、普通の嘱託職員を1名雇うっていうことなんですけど、新規事業として、やっぱり新しく就農してくれる人をふやそうっていうことでマネージャーを雇うっていうのであれば、何か、例えば特別な資格とか、あるいは技術だとか、その新規就農始めるに当たっての、例えば指導ができるとか、なんかそういう人が積極的に1人でも2人でも新しく就農支援してくれる人たちを育てるのかなって、ちょっと思ってたんですけど、そういうことじゃないんですか。一般に嘱託職員雇って、具体的に雇った人は何をやるのかなという、その普段の農政課内の仕事の補助的なことになってしまうのか、その人に任せて新しい、何かそういう事業を始めるのかっていうことをもうちょっと教えてください。

あと、ごめんなさい、いろいろあるんで、耕作放棄地を推進するっていうのは、ちょっと聞いて、私も同感です、簡単に耕作放棄地解消をできないと思いますんで、これ農業委員会でもさんざん言われてるんですけども、これ以上耕作放棄地をつくらせないという視点に立ってもうやっ

ていくしかないかな。で、これはもうその魔法のつえはないと思いますので、推進するとありますけれども、効果的な方法、これをやれば大丈夫というのはないと思いますので、そういう視点に立ってらっしゃるんだなというのはよくわかります。

地産地消推進のほうなんですけど、情報提供をしたり、生産者と消費者とを結びつける取り組みをしたりということをやりたいと思います。ただ、そういうことをする人を育てるのではなくて、そういうことの取り組みを、もう市のほうが直接やって動かしていかないと、そういうことをやってください、やってくださいって言ったってできないと思うので、もっと市が主体的になって、例えば具体的に生産者の畑を回って、今どこでどんなものがとれてて、その消費市場を回って、どこに今、どんなものが求められているのか、その生産調整したり価格調整をしたり、それを、いつ、どこで、どういうふうにして回ればいいのかみたいなことを直接この事業の中で、市がやるべきではないかなと思うんですけど、そこまで主体的にやるのかどうかということをお教えください。

それから、鳥獣害は去年と同じ実績の分、見込んだけれども予算額が3分の1になっているというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えいたします。

まず、就農促進のための嘱託職員がどういう仕事をするのかという御質問ですが、遊休農地や空き家情報の整理、それから生産・流通・販売などの最新の国や県の支援情報を早くつかみたいというように考えております。

それから、今年度より地域の話し合いによって「人・農地プラン」というプランの策定が求められております。それが来年度までとなっておりますので、その取り組みにも、その嘱託職員が対応していきたいというように考えております。

それから、地産地消についてでございますが、人材を育てるのじゃなくということですが、人材を育てるのは、もう昨年度までの事業で完了しているつもりでございます。今度、嘱託職員を新たに雇いまして、雇用いたしまして、そのような、先ほど申しました、生産者と消費者の相互の情報提供とか、農業、商業、観光、あるいは生産・流通・販売を結びつける、そういう役割をするような嘱託職員を雇って取り組んでいきたいというように考えております。

それから、鳥獣害についてですが、昨年度までの要望が、昨年度の24年度予算で対応ができております。それで、来年度予算につきまして、昨年の11月の市報に、10月だったと思うんですが、市報に要望募集を行いました。その中で、昨年、予算を組むときに約10キロの要望が出ております。それで、要望に合わせた予算計上を行っているということでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 3回目ですかね。わかりました。

1点目の就農促進マネージャーっていうと、むしろこういう人を雇ったら就農促進ができるのかなと思ったらそうでもなくて、遊休農地の整理とか情報整理のほうだということであれば、それはそれで必要な仕事なんでしょうけれども、新規事業として就農支援事業と銘打つからには、ぜひ1人でも2人でも新規就農するような人を応援してあげるようなことを、この事業だけじゃなくて改良普及員をふやすというような地産地消事業のほうでも組んでますので、ぜひ役場の中の机に座ってて情報整理したり、データ整理するだけじゃなくて、1人でも2人でも農業始めて、まだ2年、3年じゃなかなかうまくいかない人たち、直接行って一緒に長く農業続けていけるようなこと、指導してあげられるような、何かそういう事業が私は就農支援事業になるのかなと思うので、今後の期待を含めて、そういうところをぜひ検討していただきたいという、これは答弁はいりません。

それから、地産地消事業のほうも、今嘱託職員を雇って、直接そういう取り組みを広げていくんだというふうに言われました。ぜひ、それを今後期待したいと思います。一般質問で提案しようとしたことは、また改めて課長のほうへ直接提案しに行こうと思いますが、市長の肝いりで始まったこの事業が、もう2年目になって、人を育てるというだけで、こう何かセミナーをやっていて、当初のイメージとはちょっと違ってきているのではないかなと思ったこの時期に、もう一遍ねじを巻き直してやっていただきたいなというふうに期待を込めております。今後の提案を含めて一緒に情報などいただければと思います。

鳥獣害防止は、要するに今回上がった要望そのものがまだ少なかったということですね。今後じゃあ年度途中で要望が上がってくれば、それはその分また補正とかで増額できる見込みがあるんでしょうか。それとももう今年度の分はこれだけで打ち切りですになるんでしょうか。最後、その点だけお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えいたします。

要望が出次第、財政課と相談し、補正などで対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 151ページを開いてください。

農林水産業費、農業費の農地費で県営基盤整備事業が上がっています。市の負担分と地元の負担金のあわせて1億3,810万円ということなんですけども、県営中山間地域総合整備事業、あるいは県営地域用水環境整備事業、県営農村振興総合整備事業等々、この負担金になっていま

すよね。だから事業総額が幾らで、地元の該当するところが一体どういうところでこのくらいの負担をさせているというのがわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えいたします。

今、詳しい資料を持ち合わせておりませんので……。

○議長（生野 征平君） 産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 1つずつ説明いたします。

県営基幹農道整備事業負担金というのは、長宝農免2期という庄内で進めている事業です。事業費が3,000万円で11%の負担金です。

それから、県営中山間総合整備事業については、庄内地区で実施されている事業で、事業費が2億円で負担金15%の3,000万円です。県営農道保全対策事業負担金は、現在はもう市道になっていますが、広域基幹農道大分知尾線といいまして、庄内町の龍原から挾間町に向かって農免農道がございました。その農免農道の事業、舗装補修等です。4,000万円で負担金20%です。

それから、県営地域用水環境整備事業負担金は、元治水井路が小水力発電を実施する予定でございまして、たしか2億6,000万円の25%。それから県営ため池等整備事業につきましては、庄内町の大津留の上影戸ため池というところでございます。6,000万円の15%。県営農村振興総合整備事業負担金につきましては、25年度から開始予定の挾間町の総合整備事業で1億円の25%となっています。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、8款土木費について、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 8款については、2点お伺いをします。

167ページに都市計画総務費が上がっていますが、きのうの一般質問にもありましたけど、これ環境保全審議会とか、まちづくり審議会にかかわる予算なんですけれども、少なくとも湯布院のまちづくり審議会の中では、何年も前から暫定施行でやっている潤いのある町づくり条例とか挾間の環境保全条例とか、いろんなものを見直しをして、由布市として条例を一本化するのか、あるいはそれぞれで別々、個別条例で由布市として設置し直すのか、とにかく懸案事項があるので、その見直しをしたいといずっと言っておりました。そういう見直し作業はいつ始まるのか。この年度予算の中に、何かそういう調査が入っているのかということと、あとこれ、まちづくり審議会の中でもちょっと出たんですが、きのうの一般質問でも取り上げられたような問題が、湯布院のほうの潤いのある町づくり条例に関しても出てきています。過去にこれは審議会にかけたけど、今回はかけないだとか、同じかけても、前はこういう条件で許可しなかったのに、今

回は違う条件で許可したとか、そんなことがいろいろ、過去もう20年もやっている、いろいろなことがずれてきています。その時々担当者や担当部局が変わってきていて、過去の審議経緯が引き継がれていないという状況があります。それから審議委員さんも顔ぶれが変わってきています。

私もまちづくり審議委員にならせていただいて、もう10年やっています、私が一番古くなってしまっているんですけども、非常に心配なので、これ先日のまちづくり審議会の中でも提案が出たと思うんですが、過去のいろんな審議の議事録が全部残っている、そういう範例集というんですか、こういう案件が出たときにはこういう審議をして、こういう条件をつけてこういう結果を出したというような、そういうものを全部まとめた範例集みたいなものをつくって、それを今後の審議の一つの手引きにしてはどうかというような話をその審議会長としました。そのことを含めて、そういう条例の見直し作業と、そういう範例集づくりみたいなことを計画されているのかどうかということをお伺いします。

もう一点は、171ページの都市公園等整備事業7,980万円の工事請負費、これは挟間の多目的公園整備だというふうにお聞きをしました。これ全部挟間の分だったんですね。監査指摘に上がっていた今回監査指摘の中で、湯布院の中央児童公園に設置しているSL機関車については、今後のあり方を検討して、最も有効な方向性を検討されたいという指摘があります。これ随分前から問題にはなっていたことを改めて監査からも指摘をされております。

このことについて、今後どういう検討をするのかということが新年度で予定されているのか。同じく、これ監査指摘の中で、これ商工観光課のときの聴取で指摘されておりますけれども、「湯布院地域における公衆便所について絶対数が不足しているように見受けられる。創意工夫による改善を要望する」とあります。観光課について指摘されておりますけれども、公衆便所そのものの管轄は都市景観課、都市計画の担当だと思いますので、こういう今後の湯布院地域の公衆トイレの整備について、これ今回指摘されただけではなく、随分前から、今後どういうふうに整備していくのかの少なくとも検討を始めると、検討する体制をとれというようなことを何回も指摘しておりましたけれども、そういうことを新年度の中でする予定があるかどうかということをお伺いします。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） 都市・景観推進課長でございます。まず1点目でございます、町づくり条例並びに含めまして挟間の環境保全条例の見直しについてでございますが、現在御指摘のように暫定条例でやはり条例改正が困難であるということと、最近になりまして新規事業等の導入等がございまして、そういった取り扱いについても含めまして、この見直し作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、過去の範例集——これ事例集と読んでよろしいですね。確かにこういったものがあれば、担当または委員さんがかわられても参考になるというふうに考えておりますので、これは考えていきたいというふうに思っております。

次に、監査委員に指摘されました児童公園のS Lの問題でございますが、現在既に腐食等が進んでおって、けがのおそれがあるため、今立入禁止の状態にしております。腐食を落として立ち入りができる状態にするには、やはり多額の予算が予想されますので、そういったものを含めまして、保存方法をこれから協議していきたいと。

これまでちょっと協議してきたんですけど、なかなか具体的な対策が浮かんでこないという状況でございます。

それと、公衆トイレにつきましては、今都市景観で管轄している都市公園が6カ所で、一般公園が湯平地区を含めまして5カ所ございます。その中で主に中央児童公園、23年度ですか、トイレ改修を行いました。で、都市公園の中でトイレがないところは並柳・中島児童公園のみでございます。あと周辺の一般公園につきましても、大小それぞれトイレ等がございますので、都市・景観推進課としましては現状維持ということで考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（相馬 尊重君） 環境商工観光部長です。トイレの件について、監査で商工観光課の部分で指摘を受けております。トイレについては、もう前々から湯布院地域について不足しているというのは、もう状況把握して、毎年懸案事項として上ってきております。

そういう中で、昨年児童公園を足りないということで便器の数とかをふやしてきたんですけども、さらに必要だということは認識してはいますが、立地場所等の関係で、なかなかその中心部に設けると、またお店の横等はまた隣接者の同意まではいきませんが、了解を得るとか、地元との協議とか、そういったものがいろいろありまして、まだ実現に至ってないということが現状で、商工観光課のほうでは、そういったことを毎年検討しながら、今後ともできるだけ早い時期にそういう解消に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ちょっと確認なんですけど、商工観光課のほうでトイレ足りないからふやす検討をすると言っているんですけど、観光客が多いので、利用者、観光客向けにトイレをつくるという目的からすると観光課が担当なんだろうけれども、基本的には公衆トイレ、だれもが利用する公衆トイレの整備というのは、担当部局は都市計画のほうかなと思うんですが、そこはどうなんですか。利用者が観光客だからということで観光課がやるんですか。そこら

辺の担当把握をしてもらいたいんですけど。

○議長（生野 征平君） 産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 都市・景観推進課は、基本的に都市公園の維持管理を担当しております。したがって、公衆用トイレが公園内にできる場合は都市・景観推進課で担当すると思われませんが、それ以外の公衆トイレについては、ちょっと産業建設部の都市・景観推進課の担当ではないのではないかと思います。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 観光客むけじゃない一般の公衆トイレは環境課ですか。そうなる
と、むしろ観光課と環境課が一緒になって検討するのがいいのかな。そこら辺はどっちにしても
前向きな検討をしていただきたいということと、あとSLについては協議をずっとしているけど、
具体的にどうしたらいいかわからないで困っているというような正直な御返答だったと思うん
ですけど、結構市民の方からもよく苦情とか、何とかしてくれというようなことを聞きます。いろ
いろ困ってはいるんでしょうけど、具体的な方策を工夫しながら1つでも2つも見つけて協議
をする、担当部局の中だけで協議をするのではなく、いろんな人たちと相談をするというよう
なことをもうちょっと前向きに進めてもらいたいなというふうに思っています。要望にとどめてお
きます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、10款教育費について、まず18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 224ページの10款6項2目19節負補交ですけども、近年
合併前から比べると、市になって各地域の公民館なり、いろんな方から言われるんですけど、公
民館の事業が本当に狭間で行われている年に一遍の駅伝にしろ、非常に予算も減って参加者も激
減しております。今一桁になっております。こういう関係で、これは私は自分の挟間しか知ら
んから、他の2町のことを知りませんが、こういう公民館事業が今挟間の公民館の館長あた
りの話で話題になっておりますけども、これについてのここの225ページにある226万
8,000円、この公民館の活動補助金というのがどういう形で出されているのか、ちょっとお
願いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 社会教育課長。

○社会教育課長（加藤 勝美君） 社会教育課長です。お答えいたします。

自治公民館活動補助金226万8,000円でございますが、市内133の自治公民館が行う
活動に対する補助金でございます。算定は、由布市自治公民館活動補助金交付要綱により各自治
公民館からの実績報告を受け、基礎配分、自治区の規模並びに事業実施項目等により配分を行っ
ているものであります。226万8,000円の内訳は、均等割、世帯割、事業割で配分をいた

しております。均等割には226万8,000円のうち、約40万円を準備し、40万円を133館で割り、一律3,000円を交付、世帯割には約30万円を準備し、世帯数の比率により配分。事業割には残りの約156万8,000円を準備し、要綱にある事業項目実施数により配分を行っており、合計226万8,000円となっています。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） ちなみに、事業関係をしっかりやっているところもあろうし、一番多いところと少ないところ、手元でわかれば教えてください。どこがどのくらいあれているのか。

○議長（生野 征平君） 社会教育課長。

○社会教育課長（加藤 勝美君） 平成23年度の実績でございますけども、申請数が124館ございました。事業数にして412でございます。補助金の多いところ、124館分の補助金を頭割りで割ってますので、平均にするとかなり少なくなっております。多いところで約4万円です。少ないところで7,000円ぐらいでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 187ページ、189ページにつながっていきますけれども、10款1項3目になります、子どもの自立支援事業の7節の教育相談員賃金270万円と13節の学級満足度分析集計業務委託料147万6,000円の内容についてと、それとこの2つがいじめや不登校も入るんでしょうけど——の調査、あるいは対応方法との脈絡があるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（生野 征平君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 実子君） 学校教育課長です。お答えします。

子どもの自立支援事業の教育相談員賃金とは、スクールソーシャルワーカーと、自立支援に対応する教育相談員3名分の賃金です。

次に、学級満足度分析集計業務委託料とは、いわゆるQU調査と言われているもので、児童生徒の学校生活における満足度を把握検証し、学級経営を初めとする集団づくりの指導の工夫と改善に生かすための調査の委託料です。QU調査で児童生徒理解を深め、明らかになった実態を教育相談員等の活動につなげ、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見、早期対応に生かし、よりきめ細やかな対応ができるようにと考えて行っているものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 24年度と比べてどのような対象、あるいは内容の違いが出てきているか、わかれば。

○議長（生野 征平君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 実子君） 教育相談員等の賃金は3名分で余り変わりはないと思いますが、QU調査というものを25年度は全市の小中学校全学級で実施するように予算を計上しております。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 県教委のことで報道もありましたけれども、いじめにはこれから力を入れて取り組むと。これ、先だって私が一般質問のときに具体的内容をちょっとお知らせしたような普通の——普通というのはおかしいですが、子どもの具体的な行動としてのいじめじゃなくて、ネットいじめというんですかね、そちらのほうにちょっとウエートを置いた対策ではないかなと思うんですけれども、先だつての事例のように、非常におぞましいというのはおかしいですが、戦慄するような事例が出てきているので、市としての今後の姿勢について、ちょっと一言教えていただきたいんですけど。

○議長（生野 征平君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 実子君） 先ほど言いましたQU調査で、児童生徒の個々の特性とか心情面、それから学級集団の実態、それから教師の指導等を把握いたしまして、そしてその学級集団のありようを調査する中で、どういう問題点があるかということを探っていくって、それに対して教育相談員や学校教育課の職員等が実際にかかわりながら、対応を考えていくという方向でいきたいと考えています。最終的には、自立支援体制、相談体制の確立をきちっと行って、組織として対応していくという方向で取り組みたいと考えております。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 調査費や実際の工事も含めてまたがると思いますんで、単純に耐震化工事で残っているところは小中学校でどこがあるのか教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日野 正彦君） 教育総務課長です。お答えします。

耐震化の残っている学校は由布川小学校体育館、湯平小学校、大津留小学校、南庄内小学校、塚原小学校。中学校は挟間中学校、庄内中学校の体育館でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 以上で、議案第32号についての質疑を終わります。

日程第38. 議案第33号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第38、議案第33号平成25年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 保険課長にお尋ねいたします。

国民健康保険特別会計の一般会計繰入金をなぜ1億円も減らしたのですか。教えてください。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） 保険課長です。お答えをいたします。

改めて申すまでもございませんが、国民健康保険特別会計の予算編成に当たりまして、まず2款保険給付費や7款共同事業拠出金の減少などを中心に、歳出予算の見込みを立てながら、これに充てる財源として保険税、国県支出金、交付金、それから繰入金など、歳入財源を見積もり、予算編成を行った結果によるものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 私もさすがにちょっと頭に来たんですけど、例えば、21ページの徴税費、この徴税費というのは申すまでもなく、いわゆる総務に係る費用や、あるいは保険事業に係る費用、これらは一般会計で充当するということが、鉄則なんです。にもかかわらず、徴税費の中に基金繰入金を一部入れているんですね。これやっちゃならんことなんですよ。

基金は、基金条例があって、次のようなことに使用することができると書いてあるんですけど、この中でも2号の保険事業に要する費用、これはこの条例をつくった当時の保険課の課長さんで、庄内の佐藤何とかいう人だったんですけど、名前まで忘れたんですけど、あの人、保健事業費は保険で収入の1%充当するのが当然だという論法があったんです。そんなことはない、保健事業というのは政策経費だから、きちんと一般会計で組むべきだと。最終的にはそういうふうになったんですけどね、あの持論の人の主張でもあったわけ。だから、こういうことをやっぱり基金の充当の財源にさせちゃいかんということを当時も言っていたし、これ一般会計から入れなさいと言っていたのにもかかわらず、今回の保健事業費の内訳をみると、きれいに基金から充当しているんですね。

だからそういう点で言えば、保険課の課長でありながら一般会計で充当すべきものを平気で基金を取り壊して入れたりして、一般会計から1億円も削られても平然としているなんちゅうのは、私はちょっと許されんと思うんですわ。何か魂胆があって保険課の課長になったんじゃないかと私は思うんですけど。どうなんですか、堂々と財政課にやかましゅう言うて削ることはならんというふうに言えんのですか。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） お答えいたします。

確かに基金条例では、議員がおっしゃるとおり給付以外の充当は基本的にできないというよう
なことになっております。

しかしながら、第5号に市長の特認事項がございます。（「それがけしからんと言っている」
と呼ぶ者あり）これ第3回の運協の折にも御説明をした（「だからやかましく言っている」と呼
ぶ者あり）内容でございます。詳しい説明は資料に基づくものでないと皆さんに十分御理解いた
だけないので避けたいと思いますけど、やはり特会といたしましては、これ総務費では徴収業務
に当たっていただく臨時職員の賃金でございますし、保健事業につきましても、特定健診に係る
経費だとか、国保全般に係る経費に充当しております。そういった意味では、健全財政を目指す
ものでございますので、何とぞその点を十分御理解をしていただきたいというふうに考えており
ます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 御理解できないので、担当の常任委員会の委員長にまた再度改め
てお尋ねします。幸い彼も国保運営委員ですから。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第39. 議案第34号

日程第40. 議案第35号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第39、議案第34号平成25年度由布市介護保険特別会計
予算及び日程第40、議案第35号平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計予算については、
質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第41. 議案第36号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第41、議案第36号平成25年度由布市簡易水道事業特別
会計予算を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） きのうからずっと言いよることなんで。それにしても予算書で
初めて、この一般管理費の中で維持管理費等が別々に分けられました。予算書の作成上、こうい
うふうになったんだろうと思いますけど、従来これずっと言い続けていたんですけど、一括して
載せてっておかしいじゃないかと言っていたけど、歴代の水道課長がだれも取り合ってくれんか
ったんです。たまたま今回は、あなたがしたというより、これは会計課がしたんですよね、財政

課が。(笑声)立派なふうになったんで、それは褒めたいと思います。

ただ、肝心の一般会計からの繰り入れについて、やっぱり頑張ってもらいたい。きのうも説明しましたが、挾間町では一定のその投資をする場合は、簡易水道と同じように一般会計から補助していたわけですよ。だからその残りがすみたいなのが活性炭事業や谷の簡易水道事業やら、いろいろな形で今残っていますよね。それは当然のことだったんです、挾間の場合は。ところが合併したら、どこの方式を取り入れたんかしらん、何もかも繰入金はいかんみたいなことを、残念ながら挾間の議員から言う人がいて非常に残念なんですけども、水道課長、その辺はどうですか。そういう投資をする場合は一般会計から繰り入れるのは当然だというふうに、従来の挾間のやり方を賛同いただけませんか。

○議長(生野 征平君) 水道課長。

○水道課長(秋吉 一郎君) 水道課長です。お答えいたします。

今、議員が言われた件なんですけど、水道事業の会計については、一般会計は余り入れないほうがいいんじゃないかと思ってます。ただ、簡易水道の事業の特別会計については、当然一般会計の繰り入れが頼っていかないといけないということはわかっております。そういうことです。

○議長(生野 征平君) 西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 半分賛同ただけありがたいんですけど、挾間の場合は上水道に充てたんです。例えば医大を設置するときには、口原というところの大きな配水池をつくったんです。それをやるときにも、もちろん県や三井不動産にも求めました。そして、消防学校をつくる時も柏野のゴルフ場の上に配水池をつくるときも、一定の負担をするということで、現在もそれしてます。谷の簡易水道を統合するときも、やっぱりそれを負担するというで現在もそれは残っている。上水道でもそれをやっていたんです。いかにも挾間がやりよったことを悪いと今言ったけど、それは要らん世話じゃ。挾間の方にあなたも頑張ってもらいたいというお願いをしているんですから、「それやりましょう」ぐらい言ってくればありがたいのにね。だから、そういう点でいえば、簡易水道は当然だと言っているんですから、こんな事業を起債を起こしてやるような事業については、その3分の1ぐらいは一般会計からよこせということを堂々と言ってほしいんですけど、どうなんですか。今回はそれをやったんですか。

○議長(生野 征平君) 水道課長。

○水道課長(秋吉 一郎君) 水道課長です。お答えいたします。

今回も補正と同じように、事前協議の中でもう赤になるということはわかっていますので、できるだけお願いしたいんです。したけど、今回また積立金のほうで繰入するというような形になりました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 水道課長がやりたいふうに思ったら、水道の運協の皆さん、ぜひそれをお手伝いしてくださいよ。いかにも市長と一緒にになって繰出金をおかしいなんちゅうことを言うような議員であってほしくないと思いますんで、よろしくをお願いします。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第42. 議案第37号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第42、議案第37号平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これも従来からずっと言われていることなんですけども、農集の東長宝の事業所は、つくった当時からたまたま東長宝団地を入れたおかげで満杯になり、どういわけか雨が降ったら不明水なるものが大量に入って、現在の稼働も3分の1時間短縮の強制処理をやっているわけです。そういう状況が続いているんですけども、実は先日の運協で、地元の長宝団地の方が、「不明水は温泉水だという市が結論になったけども、どうか」というふうに言ったら、「そうは思っていない」というふうにはっきり言うんです。だから地元の説明して理解を納得させてもらって、風呂場の改修等を近々やりたいと言ったけども、それも聞いてみるとやらないということなんですけども、基本的な不明水で地元の理解が得られたというふうに思っているのか。その改修について、予算化するように言っていたにもかかわらず、何か地元ができんと言いうから、何か農業用水の関係でできないと言っているから予算化してないみたいになってしまっただけども、そこ辺は基本的にどういうふうを考えているのか、担当課にお尋ねいたします。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 東長宝の農業集落排水事業の現況につきましては、昨年地元運営委員さんにお会いし、御説明をいたしまして、その御理解をいただいたと理解しております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） いや、あなたも聞いたと思うけど、あのときあんた、川野雄何とかさんといって、前振興局長をしとった、課長をしよった、ここの市役所の方が自治委員をされておって、あの場でも、「いや、そういうふうには思わない」というふうに公言していたんですから、多分あの人に説明したんだろうと思うんですよ。だからあの人自身がああいうふうに言っているわけですから、基本的には理解には至っていないわけですよ。にもかかわらず、風呂場の改修等を持ち出しても話にならんというふうには思うんですけども、あなた自身は、いや説明した

から理解してもらっているんだというふうに言い張るわけですか。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 個別に川野自治委員とも、運営委員さんですけど、お会いいたしまして、その温泉の部分、大量に雨が降った場合のその部分等を御説明して、何ら御理解いただいたと思っております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 相手が理解していなくても御理解したものだと思うと言えばそれまでのことですが、しかし、ああいうふうにみんなの前であげ言うぐらいですから、本人はとも理解はしてないというのが一般的には受け取るですよ。それで無理にもう理解してもらったんだなんて言うほうがおかしいですわね。だからそういうことでいえば、やはりきちんとしないと、もうあれそのままやっておれば、まだまだ導入はあと二十何%残ってるですよ、加入余裕が。しかしもう現実的には加入余裕なんか全くないんですよ。そして、今回ことしから予算補正を組んで風呂場の改修等を計画しとったけども、それも頓挫しているわけですから、基本的な解決は何もしてないんですよ。これでするずるずろうなんて思うていることが、ちょっと異常なんですよ。

市長、どうですか。体の調子が悪いみたいですけども、あなたの就任以来、結局あなたがやった工事じゃないんですけども、あなたが就任した途端に、あの竣工式をやって開設が供用開始になって今日を迎えているわけなんですけどね。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 担当課でしっかり取り組んでいますから、そのとおりにいきたいと思えます。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第43. 議案第38号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第43、議案第38号平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計予算を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 温泉館については、私はこの市が合併のときから、挾間の陣屋の村、小松寮、この温泉館、これいつも頭の中にあるんですが、本年度も一般会計1億9,846万円の繰入金が見込まれております。この中で、9ページの15節にあります430万5,000円ですか、これはどういう工事をするのか、それに対してどういう効果があるのか、それをちょっと詳しく説明をしてください。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えをいたします。

工事請負費の内訳につきましては、管内の空気を循環させています空気調和機が設置後22年を経過いたしまして老朽化が著しいため取りかえ工事を行うものでございます。撤去と設置あわせて430万5,000円の工事費でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） もう一度、機器ともう一つは何ですか。機器が一番大きいんでしょけど、その他の工事は。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 冷房と暖房をつくり出す機械がありまして、その冷房・暖房を管内全てに循環させる送風装置というふうに御理解をいただければよろしいかと思えます。

（「それが全額ですか」と呼ぶ者あり）その撤去と新しく設置するための工事代金でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 市長に再度お願いをします。これにつきましては、憂慮する点が多いと思えますので御検討をよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第44．議案第39号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第44、議案第39号平成25年度由布市水道事業会計予算を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 実は、水道事業会計予算の書き方と土地開発公社の予算の書き方同じなんですね。いわゆるこういう予算書の書き方をやると。一つだけ違うのは、その業務の予定のところが開発公社では事業計画そのものを別建てで議案にしているだけのことで、この中にあるように、起債、長期のやつと年度内で解決する一時借入金については6条7条というぐあいに書き方で分けですね。本来こういう書き方が適切ではないかというふうに私は思います、長期借入金の場合ね。それ研究してほしいと思います。

要らんこと言いましたけども、水道会計で赤字予算を収益的収入及び支出の欄で組んでいます。赤字予算を組んでいるけど、注釈は何もないんですね。資本的収入及び支出の第4条では、赤字

の分については補填するというのがあるんですけど、その収益的収支では、こういう注釈は要らないんですか。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

ここの注釈の件ですけど、一応企業関係の図書から調べまして、3条の赤字予算については、補填説明の必要がないというようなことで今回は省略させてもらっております。

さらには、ほかの企業会計の実例等も参考した中では同じようになっておりましたので、こういう形になっております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） たまたま前回は赤字で出したことがあるんです。そのときは注釈はついておったんです、同じ水道課が出したので。多分それが私はまともだと思うんですよ。赤字予算で財源補填が明確になっていない予算書の提出というのはあり得ると私は思うんです。ちょっと研究してほしいんですけど、常識的に考えて、前の課長の判断が妥当だったというふうには思うんですけど、その辺、いやこれでいいんだって、もう一回言い張りますか。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。前回の一応説明書きも私がちょうど予算計上した、そのときは当然疑わずしてそういう形のものをつくっていました。今回その辺の研究をした結果がこういう議案の方針となりました。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 平成25年度一般会計当初予算案について、庁舎建設費用を減額する修正予算案を提出して修正動議いたします。

○議長（生野 征平君） ただいま小林華弥子さんから、議案第32号について修正案を提出したいとの動議が提出されました。

ここで暫時休憩いたします。議運の皆様は第1委員会室にお集まりください。

午後3時18分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

ただいま小林華弥子さん外5名から、議案第32号について修正案が提出され、動議が成立し

ました。

なお、修正案の説明、質疑については、由布市議会会議規則第40条及び第41条により、最終日の委員長報告の後に行います。

それでは、諮問第1号及び諮問第2号の諮問2件及び議案第1号から議案第39号までの議案39件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審議をお願いを申し上げます。

○議長（生野 征平君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月12日午前10時から補正予算に係る委員長報告、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時36分散会
